

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	166 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	128 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	50 件
厚生年金関係	55 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から40年3月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足時に、加入手続を夫婦一緒に行い、加入当初は、妻が区の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを憶えている^{おぼ}。その後も妻が夫婦二人分の保険料を未納無く納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和40年4月以降、申立期間を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している上、当該期間はそれぞれ9か月及び3か月と短期間であり、申立期間②の前後及び申立期間③の直前の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、保険料の納付額、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和40年9月に連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、夫婦が加入手続を行ったとする国民年金制度発足当時は、申立人は厚生年金保険に加入していたことなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、当該期間当

時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足時に、加入手続を夫婦一緒に行い、加入当初は、私が区の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを憶えている^{おぼ}。その後も私が夫婦二人分の保険料を未納無く納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和40年4月以降、申立期間を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している上、当該期間はそれぞれ9か月及び3か月と短期間であり、申立期間②の前後及び申立期間③の直前の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、保険料の納付額、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和40年9月に連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、夫婦が加入手続を行ったとする国民年金制度発足当時は、夫は厚生年金保険に加入していたことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、当該期間当

時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年12月までの期間、52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで
② 昭和44年1月から49年6月まで
③ 昭和49年10月から50年12月まで
④ 昭和52年1月から同年3月まで
⑤ 昭和53年1月から同年12月まで

私は、昭和43年3月に婚姻するまで、次兄と一緒に長兄の仕事を手伝っており、私の国民年金については、長兄が私の国民年金の加入手続きを行い、私の20歳から婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、私自身が保険料を未納無く納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④及び⑤については、申立人は、昭和49年7月から当該期間を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しており、申立期間③は15か月とおおむね短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が説明する44年の転居については記載が無いものの、当該期間中の50年12月16日に次の転居先に国民年金被保険者台帳が移管された旨の記載があり、申立人の国民年金被保険者台帳にも、44年の転居に係る記載は無く、次の50年の転居先が記載されていることから、申立人は、当該台帳移管時点で、当該期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能であったと考えられる上、これらのことから当該期間直前の納付済みとなっている49年7月から同年9月までの保険料については過年度納付されたものと推察される。

また、申立期間④及び⑤は、それぞれ3か月及び12か月と短期間であり、各期間の前後の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人及びその長兄が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金手帳の記号番号は、長兄の妻と連番で昭和 37 年 8 月に払い出されていることから、当該期間の保険料は過年度納付する必要があるものの、加入手続を行い、保険料を納付したとする長兄は、当該期間の保険料を過年度納付した記憶が曖昧であり、手帳記号番号が連番で払い出されている長兄の妻も当該期間の保険料は未納である。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料の納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧である上、申立人は当該期間当初に転居したと説明するが、転居に伴う国民年金の住所変更手続に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、当該期間より後の転居先の住所は記載されているものの、当該期間中の住所の記載は無いことから、行政側は当該期間中の申立人の住所を把握していなかったため、申立人に対して納付書を発行していなかったものと推察されるなど、申立人及びその長兄が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 12 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月及び同年12月
② 昭和58年6月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、妻の分と一緒に市役所窓口で納付書に現金を添えて納付していた。父から常に年金は大事だから、納付するように言われていたので、失業期間も必ず納付するようにしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間前後の昭和45年12月及び55年9月の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、当該期間後の55年9月から同年12月までの期間については、行政側において、56年3月20日に保険料の還付決議が行われていたことが判明したが、当該期間は本来は強制加入期間であることから、平成22年10月18日に当該期間に係る資格取得及び資格喪失の記録を追加するとともに、未納期間から納付済期間に変更されており、申立人に係る記録管理が必ずしも適切に行われていなかった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間に係る保険料の納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和56年1月から58年5月まで厚生年金保険に任意加入したことにより、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしたため、旧国民年金法では当該期間は国民年金の任意加入適用期間となるが、申立人が所持する年金手帳には、当該期間において任意加入した旨の記載は無いことから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年3月まで
私は、60歳を迎える数か月前に、区役所で年金給付について確認した際、未納期間が9か月あると知らされたが、全期間の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間の1回のみであり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を除き60歳到達時まで国民年金保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から41年3月まで
私の父は、父の経営する店で働いていた私たち兄弟それぞれの国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は41年4月頃払い出されており、当該時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の父親が保険料を納付していたとする兄弟は、国民年金制度発足当初又は20歳時から保険料を納付しており、申立人の長弟及び次弟は、国民年金手帳の記号番号の払出時点から20歳時まで遡って保険料を納付していること、また、申立人は昭和40年4月から41年3月までの領収印のない過年度納付書を所持しており、同じく40年9月から41年3月までの領収印のない過年度納付書を所持している申立人の長弟は、当該期間の保険料は納付済みとなっていることがオンライン記録から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年12月については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号払出時点で38年12月の保険料は時効により納付することができないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの期間、56年7月から同年9月までの期間、58年1月から同年10月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から54年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで
③ 昭和58年1月から同年10月まで
④ 昭和59年1月から同年3月まで
⑤ 昭和60年4月から同年6月まで
⑥ 平成11年4月から同年8月まで

私は、20歳の頃、国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は20歳時の51年3月に払い出され、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、当該期間直前の50年12月から51年3月までの保険料を51年2月24日に現年度納付していることが確認でき、当該期間の納付書を受け取っていたものと考えられること、また、当該期間は51年7月の転居及び厚生年金保険加入の前の期間であることなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②、③、④及び⑤については、これらの期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、また、申立期間②直前の昭和55年4月から56年6月までの期間及び申立期間②、③に挟まれた同年10月から57年12月までの期間の保険料は平成20年9月2日に、申立期間④、⑤に挟まれた期間のうち59年10月から60年3月までの期間の保険料は61年1月21日にそれぞれ未納から納付済みに記録訂正が行われており、これらの

期間当時の納付記録に3回も訂正がなされているなど、記録管理が不適切であった状況が認められること、申立期間⑤直前の6か月及び直後の3か月の保険料はいずれも60年12月に現年度納付されていることが確認できることなど、これらの期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和51年7月から54年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は転居した51年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月に資格喪失した後、国民年金の再加入手続をせずに、再転居先の別の区で53年12月に二つ目の国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認でき、その後59年7月に最初の手帳記号番号との統合処理が行われた際に、被保険者資格取得日が52年9月1日から50年12月12日に記録訂正されていることから、当該記録訂正前は52年8月までの期間は未加入期間とされ、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間直後の平成11年9月の保険料を13年10月31日に、その後の11年10月から同年12月までの保険料を13年11月29日にそれぞれ納付していることが確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は時効により保険料を納付できない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの期間、56年7月から同年9月までの期間、58年1月から同年10月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで
私の妻は、私の国民年金保険料を長男及び自身の保険料と一緒に納付したはずである。長男と妻の申立期間の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度発足当初から昭和46年9月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の妻は、申立期間当時に夫婦及び長男の保険料と一緒に納付したと説明しており、申立人の妻及び長男が所持する国民年金手帳の昭和40年度印紙検認記録欄の検認印により、いずれも昭和40年5月4日に申立期間の保険料を一括納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年12月まで
私は、結婚後に区役所出張所で国民年金に加入し、その後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫の納付記録はあるのに、私の記録は抜けている部分がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和43年10月から46年6月までの期間及び申立期間直後の52年1月から63年6月までの期間の国民年金保険料を納付しており、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫は、申立期間を含め43年10月から63年6月までの期間の保険料を納付している。

また、申立期間直前の昭和46年4月から同年6月までの期間は、当初、オンライン記録では未納期間とされていたが、申立人が所持する年金手帳及び市町村名簿に納付した記録があることから、平成22年7月12日に納付済みに記録が訂正されているほか、申立人が所持する年金手帳には、夫の年金手帳と同様に申立期間当初の昭和46年7月に転居したことが記載されており、住所変更を適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から52年2月まで
② 昭和58年1月から61年3月まで

私の夫は、時期は定かでないが婚姻後1年ぐらいに私の国民年金の加入手続を区役所で行い、付加保険料も含めた国民年金保険料を私か夫が納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年3月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は、送付された納付書で金融機関又は区役所支所で保険料を納付していたと説明しており、その内容は申立人が当時居住していた区の納付方法与合致している。また、申立人は、52年3月17日に付加保険料の納付申出を行ったことが国民年金手帳に記載され、61年4月から第3号被保険者に移行し付加保険料は非該当となったことがオンライン記録で確認できるほか、52年3月から申立期間②直前の57年12月までの期間は付加保険料を含め保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び場所に関する記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号は上記のとおり、昭和52年3月に払い出されており、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、国民年金に加入する前の国民年金保険料について、市役所支所の窓口で納付するように勧奨され、未納保険料を全て納付した。その際の特例納付で納付した領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和39年6月から46年3月までの国民年金保険料を、第2回特例納付の実施期間中である49年8月29日に納付したことを示す領収証書を所持している。

また、当該領収証書に記載された納付期間は82か月であるのに対し、納付額は第2回特例納付の保険料の70か月分に相当するため、行政庁は納付済みの期間を納付額に合わせ12か月短縮して処理しているが、当該領収証書は特例納付の申出に基づき行政庁が当時作成したものと認められ、同一日に申立人の夫の未納保険料も全て特例納付で納付されていることから、当時、申立人が申立期間を含む未納期間の保険料を全て納付する意思を有していたことは明らかであるほか、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付したものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、国民年金に昭和46年8月に加入して以降、同年4月分からの国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、申立期間の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
私の夫は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間当時に夫の職業及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 41 年 8 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

私の父は、国民年金制度が始まったとき、私の国民年金の加入手続をして、私が厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納めてくれていた。また、会社を退職した後の昭和 48 年 5 月からは、私が納付書により夫婦二人分の保険料を一緒に納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 48 年 5 月から、当該期間を除き、60 歳に至るまでの期間の国民年金保険料を全て納付している上、当該期間前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、当該期間において発行された二冊の国民年金手帳を所持しているものの、それぞれの手帳の申立期間に係る印紙検認記録欄には検認印が押されていないことから、保険料を現年度納付していなかったことが確認できるなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、婚姻するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれた。婚姻後は私が保険料を納付しており、転居先の区では、3か月ごとに自宅に集金に来る区役所職員に納付し、夫の退職後は、夫婦二人分の保険料を納付していた。時期は憶^{おぼ}えていないが、途中から口座振替で納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年7月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は、12か月及び6か月とそれぞれ短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出簿には、申立期間より前の昭和43年2月26日に、転居に伴い転居先に申立人の国民年金被保険者台帳が移管された旨の記載が確認できるため、申立人は転出先の区において当該期間の保険料を納付することができたものと推察される上、申立人が説明する納付金額は、申立期間①当時の二人分の保険料3か月分の金額とおおむね一致している。

さらに、当該区では、申立期間①当時は、区役所職員による保険料の集金が行われていたこと、申立期間②より前の昭和48年4月から口座振替による保険料の徴収が実施されていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を 60 歳到達時まで全て納付しており、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親は、任意加入した昭和 36 年 11 月から 60 歳に至るまでの保険料を全て納付している上、申立期間当時に同居していた申立人の父親も、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 36 年 5 月から 60 歳に至るまでの保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 40 年 9 月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立期間直後の 40 年 4 月から同年 12 月までの保険料は、同年 10 月 3 日に現年度納付されていることが確認でき、当該払出時点及び当該納付時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、45 年 4 月から 46 年 6 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

私の妻は、申立期間①及び②については、昭和 47 年 6 月頃、夫婦二人分の国民年金保険料 2 万円くらいを遡って納付し、未納期間が無くなることを確認した。また、申立期間③については、保険料を未納とした記憶が無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時まで申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①及び②については、申立人の保険料を納付したとする妻が保険料を遡って納付したとする昭和 47 年 6 月頃は、申立期間①は第 1 回特例納付が可能な期間であり、申立期間②は過年度納付が可能な期間である。また、申立人の妻は、区役所近くの会館に特例納付の窓口が設けられ、夫婦それぞれ 2 枚の納付書を作成してもらって、その場で納付したことなど納付場所及び納付方法について具体的に説明しており、その内容は当時の特例納付の保険料及び過年度保険料の納付方法と合致している。さらに、申立人の妻が納付したとする夫婦二人分の金額は、申立期間の保険料を第 1 回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料合計額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は現

年度納付済みであること、申立人の妻は保険料を3か月ごとに納付書により金融機関で納付したと具体的に説明しており当時の保険料の納付方法と合致すること、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人の妻の申立期間の納付記録については、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月24日付けで保険料を納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である旨の通知が行われ、納付済みに訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 44 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を遡って 2 回納付して、領収証書を受け取った記憶がある。申立期間②については、私が夫婦二人分の保険料を遡って金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 38 年 3 月時点では、当該期間の保険料を過年度及び現年度納付することが可能である。また、申立人は、38 年の加入手続時及び 38 年の夏頃の 2 回、自宅に来た集金人に夫婦二人分の保険料を遡って納付したと説明しており、当時市区町村において集金人による過年度保険料の収納が行われていたこと、申立人が納付したとする夫婦二人分の金額は当該期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 43 年度分の検認台紙は昭和 45 年 6 月に切り離されており、当該時点では、当該期間の保険料の過年度納付が可能である。また、申立人は、転居後に当該期間の保険料を集金人に納付書を作成してもらい金融機関で納付したと説明しており、当時の過年度保険料の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする夫婦二人分の金額は当該期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人の夫の申立期間の納付記録については、既に当委員会の決定に基づき、

平成22年7月28日付けで保険料を納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である旨の通知が行われ、納付済みに訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
私は、昭和 49 年 12 月に A 市へ転居した折、同市で国民年金の再加入手続を行い、納付書により A 市役所か郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 49 年 1 月 30 日に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付が可能である上、申立人は、「昭和 49 年 12 月に A 市に転入手続をしたときに一緒に国民年金の加入手続をした。」と述べており、昭和 49 年 12 月の保険料は納付済となっている。また、申立人は、「納付書により市役所か郵便局で保険料を納付した。」と述べており、A 市では、昭和 49 年 4 月から納付書制度が開始されていることから、申立人に対し、納付書が送付されていたものと考えられる。これらのことから、申立人の申立内容に不自然さは見受けられない。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和40年1月から同年3月までの期間及び58年1月から59年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和58年1月から59年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間の②の保険料は私が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、申立人の国民年金の加入手続を行い申立人の国民年金保険料を納付していたとする父は、国民年金のいわゆる10年年金に任意加入し保険料を完納していることから、国民年金制度に対する理解も深かったものと考えられる。また、申立人は、「次兄と長姉の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、私と同様に私の父が行っていた。」と述べており、申立期間の①当時に申立人及びその父と同居していた次兄及び長姉は、それぞれ、国民年金制度発足時及び20歳到達時から国民年金に加入し申立期間の①の保険料を納付済みである。これらのことから、申立人の申立内容に^{しんぴようせい}信憑性がうかがえる。

さらに、申立期間の②については、申立期間の②当時の国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付金額に関する申立人の記憶は具体的であり、申立人の主張に一定の整合性がみられる。

加えて、申立期間の①については3か月と短期間であり、申立期間の②については15か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間の①及び②を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付済みである。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和48年4月から同年9月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで
私は、昭和49年1月頃、42年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料と一緒に、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「第2回特例納付を行った昭和49年1月頃に、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付した。」と述べており、オンライン記録によれば、42年4月から申立期間直前の48年3月までの期間の夫婦二人分の保険料を特例納付していることが確認できる。また、上述の特例納付は、将来受給する年金額を満額に近づけるために行ったものと考えられ、申立人が申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考え難い。

さらに、申立人は、特例納付及び申立期間の保険料10数万円を申立人の妻に渡したこと、その後、妻が納付したことを確認したこと、これらの納付により、保険料の納付を開始してからの期間で未納はなくなったことを具体的に記憶している上、遡って納付したとする保険料の金額は、夫婦二人分の納付済みの特例納付保険料の金額及び申立期間の保険料の金額を合わせた額におおむね一致する。

加えて、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和45年5月から46年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで
私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳払出一覧表によれば、昭和46年2月から同年5月までの期間に払い出されており、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする両親及び申立期間当時に申立人と同居していたとする兄は、申立期間の保険料を納付している上、申立期間の前後を通じて、申立人の父の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められず、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間、61年7月から同年12月までの期間及び62年2月及び同年3月の期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和36年4月から38年3月まで
②昭和43年1月から同年3月まで
③昭和45年10月から51年3月まで
④昭和61年7月から同年12月まで
⑤昭和62年2月及び同年3月

私の妻は、私の国民年金保険料を私の妻の分と併せて納付していた。保険料の納付が遅れたことはあるが、必ず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間の②、④及び⑤については、申立期間がそれぞれ3か月、6か月及び2か月と短期間であり、オンライン記録によれば、申立人の当該申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人とその妻の保険料を併せて納付していたとする申立人の妻は、当該申立期間の保険料は納付済みである。
- 2 一方、申立期間の①及び③については、申立人と保険料を併せて納付していたとする申立人の妻も当該申立期間の保険料は未納であり、また、申立期間の③については、66か月間と長期間に及んでおり、当該期間の保険料を金融機関で継続的に納付しているながら、納付記録が全て欠落するとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の①及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料も無い上、申立人の国民年金の加入時期及び当該申立期間の保険料額の記憶は曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立期間の①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の②、④及び⑤の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和38年4月から42年3月までの期間及び44年9月から同年11月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から42年3月まで
② 昭和44年9月から同年11月まで

私は、社会保険事務所(当時)において、同所の職員から昭和38年4月から44年11月までの期間の私の国民年金保険料が、51年10月に還付されているとの説明を受けた。このうち、42年4月から44年8月までの厚生年金保険加入期間の国民年金保険料が、厚生年金保険料との重複納付として還付されるのは理解できるが、申立期間の①及び②の期間が納付済みの保険料を還付した上で未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する2冊の国民年金手帳には、38年度から45年度までの期間の国民年金保険料収納に係る検認印が認められ、申立人が当該期間において保険料を納付していたことが確認できる。また、オンライン記録によれば、昭和38年4月から44年11月までの期間について、「誤納付による納付」を理由に、51年9月24日に納付済みの保険料の還付決議が行われ、42年4月から44年8月までの厚生年金保険の加入期間を除く申立期間の①及び②が未加入期間に変更されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の①については、大学生の任意加入期間で保険料を現年度納付しており、旧国民年金法附則第6条の2の規定によれば、被保険者が強制加入者でなくなった場合、その者が資格を喪失するに至らなかつたならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、任意加入被保険者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなされる。このことから、当該期間は被保険者期間となり、納付済みの保険料を還付する処理は同法の適用誤りであると認められる。

また、申立期間の②については、強制加入被保険者期間に係る納付済みの保険料を還

付した上、当該期間を未加入期間としていることから、明らかに誤還付であるものと認められる。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

私は、勤務先を退職した際に事務担当者から国民年金加入の手続をするよう言われたため、夫婦二人で国民年金の加入等の手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の妻の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、当該期間について、第3号被保険者から第1号被保険者への資格種別の変更手続を行い、保険料を納付済みである。

また、オンライン記録上、申立期間は未加入期間とされているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には平成8年6月27日資格取得及び同年7月1日資格喪失の記載があること、申立人の妻が申立期間の自身の保険料を納付した9年9月時点で、申立期間の保険料は同年1月に申立人に付番された基礎年金番号により過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料を未納のままにしたとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である上、当時申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿には、昭和 59 年 7 月に申立期間を含む 57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の過年度保険料納付書が発行されたことをうかがわせる記載が認められ、当該納付書の対象期間の保険料は、申立期間を除き全て納付されていること、当該納付書の対象期間のうち 57 年 7 月から同年 9 月までの納付記録は、平成 22 年 5 月 28 日に未納から納付済みに訂正されており、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られることなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 58 年 1 月から 59 年 6 月まで

私は、国民年金制度発足当初に夫とともに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①、③及び④については、申立期間は 12 か月、3 か月及び 3 か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間②は申立人の夫も当該期間の保険料が未納であり、申立期間⑤は、申立人は当該期間後の期間の保険料を免除申請しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月、53年3月及び同年10月から54年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月
② 昭和53年3月
③ 昭和53年10月から54年7月まで

私は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付することは国民の義務と聞き、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は1か月、1か月及び10か月とそれぞれ短期間である。

また、申立期間②と③の間の昭和53年4月から同年9月までの期間の保険料は、当初は納付済みとされていたが、公的年金加入期間であったとして別期間への充当及び還付処理をする決議が59年10月にされたことがオンライン記録で確認できるものの、平成22年8月に当該処理が誤った処理であったとして再び納付済み期間と記録訂正されていることがオンライン記録から確認でき、申立人の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 39 年 12 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月から15年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から15年10月まで
私は、大学卒業後、厚生年金保険又は共済組合に加入していた期間のほかは、国民健康保険とともに国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、平成6年7月以降、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間においては、厚生年金保険被保険者である第2号被保険者から第1号被保険者への切替手続きが適切に行われていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人が国民年金の再加入手続きとともに手続きしたと説明している申立期間の国民健康保険の加入手続きが平成14年11月22日に行われ、申立期間の国民健康保険料は納付済みであることが当時居住していた区の記録により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9742

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年3月まで
私の義父は、私が嫁いだ後の昭和47年12月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しているほか、申立期間前後の期間の保険料も納付済みである。

また、義父及び義父がまとめて保険料を納付していたとする同居の義母、義兄及び夫の申立期間のそれぞれの保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 56 年 8 月に帰国後、新しい住所地で国民年金の再加入手続をし、第 3 号被保険者の資格を取得するまで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が付加保険料を含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は昭和 45 年 4 月以降は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は、帰国後、新しい住所地へ転入手続をした昭和 56 年 9 月に国民年金の再加入手続及び付加保険料の納付の申出をしており、当該月から付加保険料を含めた国民年金保険料を納付している。

また、申立期間は付加年金の加入期間であること、申立期間前後の期間の付加保険料は納付していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年7月まで
私の妻は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、16か月とおおむね短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が所持する領収証書により、申立期間直前の昭和49年2月及び同年3月の保険料は、同年3月14日に現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人の婚姻後の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みであり、妻が所持する領収証書により、申立期間直前の昭和49年2月及び同年3月の保険料を申立人と同日に納付していること、及び申立期間の一部を含む同年12月から51年1月までの期間の保険料を納付期限内に現年度納付していることが確認できるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付書により納めていた。申立期間の保険料をどのように納付したかについては憶えていないが、未納の通知は受け取ったことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き 60 歳に至るまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和 47 年 3 月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失してすぐに国民年金の加入手続を行っていることから、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能である上、オンライン記録によると、納付月が確認できる 59 年 7 月以降については、同年 7 月から 61 年 9 月までの期間の保険料は3か月ごとにいずれも初月に納付されており、同年 10 月から平成 14 年 6 月までの期間の保険料はおおむね翌月に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私の妻は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。妻は保険料が納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月以降、60 歳に至るまでの国民年金加入期間については、申立期間及び免除期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、昭和 52 年 3 月以降、免除期間を除き、申立期間を含め保険料を全て納付している。

さらに、オンライン記録によると、申立人及びその妻の納付月が確認できる昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料は、申立期間を除き納付月が全て同一であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月及び同年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月及び同年12月

私は、厚生年金保険加入期間中の期間について納付した国民年金保険料については、自動的に未納期間の保険料に充当してくれるものと思っていたが、先日、還付通知書を受け取った。申立期間の保険料が未納期間に充当されず、還付処理されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録から、申立人は、申立期間を含む昭和44年10月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月4日に納付していることが確認できる。

当該納付済保険料のうち申立期間の保険料については、申立期間が厚生年金保険加入期間であったとして、納付後40年以上たった平成22年5月に還付決議が行われているが、特殊台帳には、申立人が厚生年金保険に加入したことによる国民年金の資格喪失日及びそれに伴う納付済月数を訂正した記載がある。保険料に係る還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者に納付すべき保険料があるときは、還付に代えて、還付金等をその保険料に充当することとされており、上記特殊台帳の記載及び当時、還付処理を行った形跡がみられないことを考慮すると、所轄社会保険事務所（当時）は、当該資格喪失日を把握した時点で、申立人には時効期間が経過していない未納保険料があり、申立期間の過誤納保険料を当該未納期間の保険料に充当処理していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで
私は、婚姻後は自分で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、婚姻後は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が当時居住していた町の国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間直前の昭和47年4月から同年9月までの期間の保険料を同年8月に現年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人が所持する領収証書から、申立期間直後の昭和48年度の保険料を49年4月に現年度納付していることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を過年度納付することも可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年11月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の父は、学生が強制加入になった平成3年に市役所で私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請手続をしてくれた。申立期間の保険料が申請免除とされず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年11月から4年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、3年12月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料の免除申請が可能であったこと、申立人と同様に父親が国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続をしたとする申立人の弟及び妹は、それぞれ学生であった期間は、弟は保険料の申請免除期間に、妹は学生納付特例期間になっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成3年4月から同年10月までの期間については、当該期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、上記の手帳記号番号払出時点で、当該期間の保険料の免除申請を遡って行うことはできないなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年11月から4年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年4月に会社を退職した後、すぐに市役所で国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月以降の保険料を現年度納付していることが確認できること、同年12月分の保険料は資格喪失後の期間の保険料であったとして52年2月に還付されていることが確認できるが、還付等を受けるべき者に納付すべき未納保険料があるときは、還付に代えて還付金等をその保険料に充当することとされており、申立人の場合、充当処理が行われていないことから、当時、申立期間の保険料は納付済みであったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 14164～14186（別添一覧表）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された2007年度役員賞与振込先一覧及び役員賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、上記賞与振込先一覧及び賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件23件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
14164	男		昭和15年生		平成19年6月22日	150万 円
14165	男		昭和19年生		平成19年6月22日	150万 円
14166	男		昭和21年生		平成19年6月22日	150万 円
14167	男		昭和18年生		平成19年6月22日	150万 円
14168	男		昭和20年生		平成19年6月22日	150万 円
14169	男		昭和19年生		平成19年6月22日	150万 円
14170	男		昭和19年生		平成19年6月22日	150万 円
14171	男		昭和20年生		平成19年6月22日	150万 円
14172	男		昭和20年生		平成19年6月22日	150万 円
14173	男		昭和20年生		平成19年6月22日	150万 円
14174	男		昭和21年生		平成19年6月22日	150万 円
14175	男		昭和22年生		平成19年6月22日	120万 円
14176	男		昭和22年生		平成19年6月22日	120万 円
14177	男		昭和21年生		平成19年6月22日	100万 円
14178	男		昭和22年生		平成19年6月22日	100万 円
14179	男		昭和19年生		平成19年6月22日	100万 円
14180	男		昭和23年生		平成19年6月22日	100万 円
14181	男		昭和24年生		平成19年6月22日	100万 円
14182	男		昭和23年生		平成19年6月22日	100万 円
14183	男		昭和22年生		平成19年6月22日	100万 円
14184	男		昭和23年生		平成19年6月22日	100万 円
14185	男		昭和22年生		平成19年6月22日	100万 円
14186	男		昭和23年生		平成19年6月22日	100万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月5日は141万1,000円、16年12月5日は82万円、17年12月5日は81万6,000円、18年12月5日は100万9,000円、19年12月5日は102万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年12月5日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年12月5日
⑤ 平成19年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書、A社から提出された支給控除一覧表及び入金伝票により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書、支給控除一覧表及び入金伝票において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月5日は141万1,000円、16年12月5日は82万円、17年12月5日は81万6,000円、18年12月5日は100万9,000円、19年12月5日は102万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、51万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 31 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認められていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月29日は10万3,000円、同年12月27日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月29日
② 平成15年12月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及びA社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年8月29日は10万3,000円、同年12月27日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間

に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成18年12月15日は40万円、19年12月14日は30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の18年12月15日は32万9,000円、19年12月14日は24万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18年12月15日は40万円、19年12月14日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、平成18年12月15日は32万9,000円、19年12月14日は24万5,000円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書（賞与）において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は40万円、19年12月14日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成18年12月15日は35万円、19年12月14日は27万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の18年12月15日は28万3,000円、19年12月14日は22万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18年12月15日は35万円、19年12月14日は27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、平成18年12月15日は28万3,000円、19年12月14日は22万2,000円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書（賞与）において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は35万円、19年12月14日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成18年12月15日は23万円、19年12月14日は18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の18年12月15日は18万4,000円、19年12月14日は15万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18年12月15日は23万円、19年12月14日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初のオンライン記録によると、標準賞与額は、平成18年12月15日は18万4,000円、19年12月14日は15万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書（賞与）において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は23万円、19年12月14日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 126 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日

A社B工場における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社B工場から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与明細書において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、126 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 124 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与明細書において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、124 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年4月1日から15年9月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から17年9月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成13年4月から15年4月までは62万円と記録されていたところ、同年5月12日付けで9万8,000円に遡って減額訂正処理されており、同社の事業主及び取締役1名の標準報酬月額についても、同様に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成15年5月12日に同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、同社のB支店での営業担当役員であり、社会保険関係事務に関与する立場になかったとしているところ、同社の同僚によると、申立人は同社のB支店勤務であり、社会保険関係の事務は全て本社で行っていたため、関与できる立場にはなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に権限を有して関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成15年5月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として、オンラインに記録されている申立人の13年4月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、62万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成15年9月から17年8月までの期間に係る標準報酬月額については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）において、9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成15年9月から16年12月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人から提出された当該期間の給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成17年1月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、同僚からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について明確な供述を得ることができないほか、申立人は当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち平成15年9月から17年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで
A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B支店の元同僚の供述から判断すると、申立人が同社同支店に継続して勤務し（昭和41年6月1日に同社同支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に破産しており、申立期間当時の総務経理担当者の所在は不明であることから供述を得ることができないが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、

これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
14206	男		昭和28年生		平成17年12月10日	100万円
					平成18年7月10日	60万円
					平成18年12月10日	90万円
					平成19年7月10日	65万円
14207	男		昭和24年生		平成17年12月10日	50万円
					平成18年7月10日	38万円
					平成18年12月10日	50万円
					平成19年7月10日	47万円
14208	男		昭和25年生		平成17年12月10日	50万円
					平成18年7月10日	35万円
					平成18年12月10日	50万円
					平成19年7月10日	43万円
14209	男		昭和30年生		平成17年12月10日	30万円
					平成18年7月10日	31万円
					平成18年12月10日	34万円
					平成19年7月10日	34万円
14210	女		昭和40年生		平成17年12月10日	25万円
					平成18年7月10日	25万円
					平成18年12月10日	29万円
					平成19年7月10日	27万円
14211	男		昭和36年生		平成17年12月10日	20万円
					平成18年7月10日	30万円
					平成18年12月10日	33万円
					平成19年7月10日	35万円
14212	女		昭和25年生		平成17年12月10日	27万円
					平成18年7月10日	22万円
					平成18年12月10日	30万円
					平成19年7月10日	27万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
14213	男		昭和48年生		平成17年12月10日	30万円
					平成18年7月10日	27万円
					平成18年12月10日	33万円
					平成19年7月10日	33万円
14214	男		昭和30年生		平成17年12月10日	20万円
					平成18年7月10日	27万円
					平成18年12月10日	34万円
					平成19年7月10日	30万円
14215	男		昭和44年生		平成17年12月10日	30万円
					平成18年7月10日	30万円
					平成18年12月10日	31万円
					平成19年7月10日	32万円
14216	男		昭和52年生		平成17年12月10日	30万円
					平成18年7月10日	30万円
					平成18年12月10日	31万円
					平成19年7月10日	32万円
14217	男		昭和48年生		平成18年7月10日	50万円
					平成18年12月10日	50万円
					平成19年7月10日	50万円
14218	女		昭和50年生		平成18年7月10日	30万円
					平成19年7月10日	50万円
14219	男		昭和38年生		平成19年7月10日	22万円
14220	男		昭和41年生		平成19年7月10日	5万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和62年3月1日、資格喪失日に係る記録を63年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62年3月から同年7月までは16万円、同年8月から63年3月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月1日から63年4月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。会社から提出を受けた申立期間の個人別賃金台帳兼源泉徴収簿の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社C店において、昭和60年11月16日に資格を取得し、62年3月1日に資格を喪失した後、63年4月16日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社が加入していた健康保険組合の健康保険資格証明書及びB社から提出された個人別賃金台帳兼源泉徴収簿によると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された個人別賃金台帳兼源泉徴収簿における厚生年金保険料控除額から、昭和62年3月から同年7月まで

は16万円、同年8月から63年3月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録のA社に係る被保険者縦覧照会回答票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届が提出されたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年3月から63年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和61年3月29日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年4月から同年6月までは36万円、同年7月から60年9月までは41万円、同年10月から61年2月までは30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月30日から61年3月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、当初、昭和61年3月29日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年3月29日）より後の同年4月30日付けで、59年7月の標準報酬月額の随時改定及び60年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消され、資格喪失日が59年4月30日に遡って訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は商業登記簿謄本により、申立期間においてA社の取締役であることが確認できるが、上記従業員は、申立人はシステム開発部門担当役員であり、社会保険の手続きは代表取締役が行っていたと回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、遡って申立人の定時決定及び随時改定の記録を取り消し、資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和61年3月29日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正処理前のオンライン記録から、昭和59年4月から同年6月までは36万円、同年7月から60年9月までは41万円、同年10月から61年2月までは30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA法人に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年7月1日、資格喪失日が平成22年4月26日とされ、当該期間のうち昭和46年7月1日から47年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同法人における資格取得日を46年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を同年7月は5万6,000円、同年8月から47年5月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から47年6月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明し同法人に相談した。同法人は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により保険料を納付できず、申立期間は給付の対象とならない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA法人の回答により、申立人は同法人に昭和46年7月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和46年7月から同年10月まで、同年12月及び47

年1月、同年3月、同年5月の標準報酬月額については、申立人から提出された上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、46年7月は5万6,000円、同年8月から同年10月まで、同年12月、47年1月、同年3月及び同年5月は3万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和46年11月、47年2月、同年4月の標準報酬月額については、申立人は、保険料控除額を確認できる給与支給明細書を保有していないが、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額が、当該期間の前後の期間において一定であることから判断して、当該期間についても同額の保険料が控除されていたものと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成7年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社員カード及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（平成7年11月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る届出を提出しておらず、保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月22日から同年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。会社都合により同社から同社のグループ会社であるB社に移籍したが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員情報リスト及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和43年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、昭和43年1月22日を厚生年金保険の資格喪失日と届出していることが確認できることから、事業主は、届出を誤ったとしており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の〈申立期間〉(別添一覧表参照)の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

A事務所(現在は、B法人)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された支給控除一覧表により、申立人は、〈申立期間〉(別添一覧表参照)にA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉(別添一覧表参照)の標準賞与額については、支給控除一覧表における保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月10日に〈申立期間〉(別添一覧表参照)に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る〈申立期間〉(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
14235	男		昭和39年3月27日		平成17年4月8日	32万円
					平成18年7月10日	107万円
14236	男		昭和40年4月21日		平成17年4月8日	30万円
					平成18年7月10日	96万円
14237	男		昭和37年5月26日		平成17年4月8日	8万円
					平成18年7月10日	53万円
14238	男		昭和51年10月17日		平成17年4月8日	10万円
					平成18年7月10日	62万円
14239	男		昭和51年1月3日		平成18年7月10日	40万円
14240	男		昭和51年6月2日		平成18年7月10日	39万円
14241	男		昭和42年11月2日		平成17年4月8日	20万円
					平成18年7月10日	67万円
14242	女		昭和49年10月21日		平成17年4月8日	4万円
					平成18年7月10日	33万5,000円
14243	男		昭和51年9月18日		平成17年4月8日	5万円
					平成18年7月10日	43万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月25日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社から同社のグループ会社であるB社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和62年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が昭和62年5月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月5日から46年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社B工場への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書、人事記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年10月5日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が昭和46年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年10月から46年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社C工場への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年8月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が昭和44年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（後に、同社B支社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B支社から同社本社への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA社（後に、同社B支社）から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（後に、同社B支社）における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が昭和50年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社B工場への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書、人事記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

C社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA社B工場から同社のグループ会社であるC社D社への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び人事記録により、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（平成3年8月1日にA社B工場からC社D社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成3年6月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が平成3年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の関連会社のB社への出向はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る在籍証明書及び人事記録により、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和42年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が昭和42年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月16日から同年10月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の源泉徴収票及び離職票等の資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険の記録及び同社が提出した平成16年6月から同年10月までの賃金台帳により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された平成16年10月分の賃金台帳における報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成16年10月16日と届け出るべきところを、誤って同年9月16日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又

は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を 36 万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 35 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 6 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、申立期間②については、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間②は給付に反映されないので、申立期間①を含め給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び平成 19 年分所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定

することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与明細書及び平成 19 年分所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 7 月 6 日は 36 万円、同年 12 月 7 日は 35 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を 40 万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 6 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、申立期間②については、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間②は給付に反映されないので、申立期間①を含め給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び平成 19 年分所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定

することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与明細書及び平成 19 年分所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 7 月 6 日は 40 万円、同年 12 月 7 日は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び平成 19 年分所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び平成 19 年分所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、15 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和63年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和63年6月から同年8月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和63年9月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から64年1月4日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書及びその給与封筒から、申立人は、申立期間に、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月1日であり、申立期間の一部においては適用事業所としての記録は無い。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は昭和61年10月14日に設立されていることが確認できる上、複数の従業員の供述及び雇用保険の加入記録から、申立期間当時、申立人を含め少なくとも3人の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、昭和63年6月から同年8月までの期間において、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、当該期間において、A社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所

(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和63年9月から同年12月までの期間において、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と比較して低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は 15 万円と記録されているところ、A社が加入するB基金（申立期間当時は、C基金）の加入員記録によると、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、申立人が主張する 53 万円と記録されていることが確認できる。

また、B基金は、申立期間当時、社会保険事務所、健康保険組合及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

さらに、申立人が提出した申立期間に係る辞令書によると、申立人は、申立期間当時、A社D工場の副工場長であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月29日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元代表者及び同僚等の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年4月29日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和42年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年4月1日、資格喪失日が61年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、年金額の計算の基礎となっていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和61年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで

A社に勤務した元同僚と年金記録について話をしたところ、自分の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成10年12月28日付けで、9年10月1日及び10年10月1日の定時決定の記録を取り消し、8年12月1日の随時改定、9年10月1日及び10年10月1日の定時決定の記録が、それぞれ9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の従業員についても、申立人と同様、平成10年12月28日付けで標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の当時の経理担当者は、「当時、当社は、社会保険料の滞納があり、社長が何度か社会保険事務所に行っていた。」旨供述しているところ、同社に係る社会保険料滞納処分票の記録から申立期間当時、同社は、社会保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人と同様、平成10年12月28日付けで標準報酬月額が遡及減額訂正された同僚及び従業員から提出された給与明細書及び給与メモによれば、申立期間においては、それぞれ遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月28日付けで行われた遡及訂正処理は事

実に即したものとは考え難く、申立人について8年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、平成10年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同年3月から同年8月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳及び複数の従業員の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における賃金台帳の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間のうち、平成10年3月21日から同年9月1日までの期間において適用事業所でないことが確認できる。しかし、同社は法人格を有していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が、申立期間のうち、平成10年2月における申立人に係る厚生年金保

険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主に文書により照会したが、回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 3 月から同年 8 月までにおける事業主の申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別紙一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 19 年 12 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった支給控除項目一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉(別紙一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
14271	女		昭和49年生		52万2,000円
14272	男		昭和38年生		48万1,000円
14273	男		昭和55年生		41万2,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 :
住 所 :

} 別紙一覧表参照

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : <申立期間>（別紙一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
14274	男		昭和44年生		平成16年12月15日	47万4,000円
					平成17年 7月29日	37万 円
					平成17年12月26日	49万1,000円
					平成18年 7月21日	52万 円
					平成18年12月15日	62万 円
					平成19年12月17日	59万 円
14275	男		昭和48年生		平成18年 7月21日	15万6,000円
					平成18年12月15日	23万4,000円
					平成19年12月17日	41万9,000円
14276	男		昭和55年生		平成18年 7月21日	14万 円
					平成18年12月15日	17万 円
					平成19年12月17日	30万5,000円
14277	男		昭和44年生		平成16年12月15日	44万 円
					平成17年 7月29日	35万 円
					平成17年12月26日	43万1,000円
					平成18年 7月21日	50万 円
					平成18年12月15日	55万 円
					平成19年12月17日	59万 円
14278	男		昭和55年生		平成18年 7月21日	23万4,000円
					平成18年12月15日	34万 円
					平成19年12月17日	39万 円
14279	女		昭和31年生		平成16年12月15日	30万7,000円
					平成17年 7月29日	25万3,000円
					平成17年12月26日	32万 円
					平成18年 7月21日	36万 円
					平成18年12月15日	39万6,000円
					平成19年12月17日	41万9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は5万円、17年7月8日は15万円、同年12月9日及び18年7月7日は18万円、同年12月8日は19万8,000円、19年7月13日は23万円、同年12月14日は21万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年7月8日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年7月7日
⑤ 平成18年12月8日
⑥ 平成19年7月13日
⑦ 平成19年12月14日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び普通預金の記録により、申立人は、平成16年12月10日、17年7月8日、同年12月9日、18年7月7日、同年12月8日、19年7月13日及び同年12月14日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は5万円、17年7月8日は15万円、同年12月9日及び18年7月7日は18万円、同年12月8日は19万8,000円、19年7月13

日は23万円、同年12月14日は21万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、オンライン記録により、申立期間当時、A社の被保険者がいずれも申立人と同様、賞与の記録が複数回にわたり無く、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年5月を16万円、15年4月から同年6月までの期間を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成13年5月1日から17年4月1日まで

A社で厚生年金保険の加入記録がある申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっている。

平成12年11月16日にB社で採用され、仕事内容も変わらず継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間は関連会社のA社で厚生年金保険に加入し、B社のときより低い標準報酬月額となっているので、同社のときと同じ標準報酬月額(16万円)に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年4月から同年6月までの期間について、A社から提出された同年分賃金台帳により、申立人は、オンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記平成15年分賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年5月については、オンライン記録の申立人に係る

標準報酬月額が同年1月から同年4月までの4か月間は16万円、同年5月から同年12月までの8か月間は11万円と記録されているが、C県D郡E町から提出された平成14年度住民課税証明書により、13年分の社会保険料控除額が、21万6,566円であることが確認できるところ、当該控除額は、16万円の標準報酬月額に基づく保険料額の5か月分及び11万円の標準報酬月額に基づく保険料額の7か月分の合計額にほぼ見合う額となっている。

さらに、オンライン記録では、上記のとおり、平成13年1月から同年4月までの標準報酬月額は16万円と記録されていることから判断すると、申立人は、同年5月についてオンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同年5月の標準報酬月額を16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる資料が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年6月から15年3月まで及び同年7月から17年3月までの期間については、上記平成14年度住民課税証明書、A社から提出された14年分から16年分までの賃金台帳及び17年支給控除一覧表により、申立人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると判断できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月20日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書と社会保険料支払額が記載された預り証を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が平成8年5月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成8年3月分の賃金支払明細書並びに同年4月分及び同年5月分の社会保険料支払額が記載された預り証から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金支払明細書及び預り証において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に二回照会したが回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成13年8月から14年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、平成14年10月から15年8月までは24万円、同年9月から16年8月までは28万円、同年9月から17年8月までは30万円、同年9月から18年8月までは32万円、同年9月から19年8月までは34万円及び同年9月から20年2月までは36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の19万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、14年10月から15年7月まで及び17年2月から20年2月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、14年10月から15年3月までは20万円、同年4月から同年7月までは26万円、17年2月から18年4月までは24万円、同年5月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万9,000円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成13年8月21日から20年3月1日まで
② 平成15年7月5日
③ 平成18年12月5日

A法人に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違し、また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の訂正後の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成13年8月から17年12月までは、申立人が保管している給与支給明細書において、また、18年1月から20年3月までは、給与支給明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額から、13年8月から15年3月までは20万円、同年4月から同年7月までは26万円、17年2月から18年4月までは24万円、同年5月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

なお、申立期間①のうち、平成15年8月及び同年10月から17年1月までの標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致あるいは低額であり、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、当該期間のうち、平成15年9月の標準報酬月額については、申立人は同年10月の給与支払明細書を保有していないことから、当該期間の前後の保険料控除額から判断して、当該期間においても同額の保険料が控除されていたものと推認でき、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成15年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、賞与支給明細書により、申立人は、平成15年7月5日に、A

法人から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、1万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間③について、賞与支給明細書により、申立人は、平成18年12月5日に、A法人から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成15年6月及び同年7月を22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年9月から17年8月までは26万円、同年9月から18年8月までは28万円、同年9月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、18年5月から20年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における当該期間の標準報酬月額に係る記録を18年5月から19年8月までは28万円、同年9月から20年2月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額を1万5,000円とすることが必要である。

さらに、申立人に係る申立期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を30万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成14年6月21日から20年3月1日まで
② 平成15年7月5日
③ 平成18年12月5日

A法人に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違し、また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の訂正後の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成15年6月から17年12月までは、申立人が保管する給与支給明細書において、また、18年1月から20年2月までは給与支給明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年6月及び同年7月は22万円、18年5月から19年8月までは28万円及び同年9月から20年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成14年6月から15年5月まで及び同年8月から18年4月までの標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致あるいは低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②について、賞与支給明細書により、申立人は、平成15年7月5日に、A法人から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間③について、賞与支給明細書により、申立人は、平成18年12月5日に、A法人から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、30万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年9月から17年8月までは26万円、同年9月から18年8月までは28万円、同年9月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、18年5月から20年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を18年5月から同年12月までは30万円、19年1月は28万円、同年2月から同年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額を1万6,000円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を31万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月20日から20年3月1日まで
② 平成15年7月5日

③ 平成18年12月5日

A法人に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違し、また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の訂正後の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書及び事業所が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬額から、平成18年5月から同年12月までは30万円、19年1月は28万円、同年2月から同年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

なお、申立期間①のうち、平成14年9月から18年4月までの標準報酬月額については、給与支給明細書（平成16年3月から同年6月までを除く。）において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致あるいは低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、当該期間のうち、平成16年3月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は給与支払明細書を保有していないが、当該期間の前後の保険料控除額から判断して、当該期間においても同額の保険料が控除されていたと推認でき、当該保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、賞与支給明細書により、申立人は、平成15年7月5日に、A法人から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間③について、賞与支給明細書により、申立人は、平成18年12月5日に、A法人から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、31万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から25年3月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本社・支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している職員台帳及び同社が作成した申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和24年7月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間も給与の減額はなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は 17 万円と記録されているところ、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、30 万円と記録されていることが確認できる。

また、A社から提出のあった厚生年金基金加入員標準給与決定通知書の訂正届の写しにより、申立人の昭和 62 年 10 月の標準報酬月額は 17 万円から 30 万円に変更されていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への各種届出は、複写式の様式であった。」と回答していることから、社会保険事務所に対しても厚生年金基金と同様に申立人の標準報酬月額の訂正の届出を行ったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（30 万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る辞令及び従業員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間における異動日については、辞令及び従業員台帳では昭和54年10月21日付けの異動と記載されているが、A社は、「申立人の実際の異動日は同年11月1日であった。」旨回答しており、申立人も、「B工場での勤務は同年10月31日までで、C工場に同年11月1日に挨拶に行ったことを覚えている。」と供述していることから、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は資格喪失日を同年10月31日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月11日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間における異動日については、B社は、当時の資料が無く不明としているが、申立人は、「A社では通常1日付けの異動であった。」と供述しており、同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社同支社における同僚の資格取得日は全て1日付けであることが確認できることから、昭和37年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年6月29日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月25日から同年6月29日まで
昭和37年4月から平成14年6月までB社に勤務し、その間、同社の子会社に出向したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、子会社であるA社からC社に転籍したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の回答により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社の元総務課長は、申立人は同社では取締役総務部長であったが、取締役を退任しても同社の社員であって、継続して勤務していたことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことは当時の担当者の間違いであるとしている。

さらに、A社が保管しているC社の会社概要により、申立人が平成6年6月29日に同社の取締役に就任したことが確認でき、同日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る申立人のA社における資格喪失日は平成6年6月29日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。1日も空けることなく関連会社であるB社に移ったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事を継承したC社からの回答及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人が昭和51年4月30日までA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本によると、同社は申立期間において法人格を有しており、同社の被保険者8人全員が昭和51年4月30日に被保険者資格を喪失し、同年5月1日にはB社で被保険者資格を取得していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかどうかについては不明としているが、事業主は、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和24年10月1日、資格喪失日は同年11月12日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から26年頃まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年10月1日から同年11月12日までの期間について、申立人の詳細な記憶及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月12日に資格を喪失した後、遡って被保険者期間を取り消す手続が行われていることから、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る適用事業所名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、昭和24年7月1日と記録されているところ、上記被保険者名簿では、「24年11月20日喪失」の記録を二重線で訂正し、「24年7月1日喪失」と記載されていることが確認できる。

このことから、A社は当初、昭和24年11月20日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった届出を提出したものの、その後、当該日を同年7月1日に変更したため、申立人の資格取得に係る記録を遡って取り消す手続が行われたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和24年10月1日に資格取得した旨の記録を遡って取り消す合理的な理由は無く、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における当初の記録から資格取得日を同年10月1日、喪失日を同年11月12日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該取消処理前の

社会保険事務所（当時）の記録から、3,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年11月12日から26年頃までについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は同社での厚生年金保険の加入記録が無く所在が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない。

また、上記被保険者名簿により加入記録がある同僚8人について調査したところ、7人は所在が不明であり、住所が判明した一人は申立人を記憶していなかったことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月3日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,500円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月3日から同年11月1日まで
② 昭和23年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。しかし、同社B工場から同社C工場に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年11月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から7,500円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C工場における同年12月の社会保険事務所の記録から8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明

としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て
どおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否か
については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認め
られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から同年3月1日まで

A社に平成8年2月1日から10年9月30日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が32か月分控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が8年3月1日と記録され、加入月数は31か月しか無い。勤務した全期間の給与支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成8年3月1日、資格喪失日が10年10月1日と記録され、被保険者月数が31か月とされている。

しかしながら、申立人が提出した平成8年2月から10年9月までの期間のA社発行の給与支払明細書によると、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書における報酬月額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 27 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年 1 月 11 日付け賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、100 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 27 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年 1 月 11 日付け貸金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、100 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、29 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、35 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 49 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、49 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月5日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同協会には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA協会から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務し（昭和49年5月31日に同協会本部から同協会B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会B事業所における昭和49年6月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月21日から同年8月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、関連会社に出向していたが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年7月21日にC社からA社D支店に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無く不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、A社本店）における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社本店から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間における異動日については、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿の記録から、同社同支店は、昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同社本店は、「昭和41年2月1日まではA社B支店において厚生年金保険に加入することができなかったため、当社において加入すべきだったと考えられる。」と供述していることから判断すると、同年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成19年1月に入社し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料明細書、在籍証明書、給与証明書及び「19年賃金台帳」から、申立人が同社に平成19年1月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書及び「19年賃金台帳」の保険料控除額及び報酬額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格取得日に係る記録を昭和35年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月16日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社D出張所から同社C出張所に異動したが、継続して勤務していた。給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(A社D出張所から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、B社の担当者は、当時の関係資料が既になく、判明しない旨供述しているものの、申立人は、昭和35年11月に異動した旨供述していること、また、申立人から提出された同年11月分以降の給与明細書において、「A社C出張所」と記載されていることから判断すると、同年11月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 19 日から 20 年 5 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は、年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月に 62 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、B 社から提出された「給与支給額明細問い合わせ」から、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成11年6月27日から同年7月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成12年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事務所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月1日から11年7月1日まで
② 平成11年7月1日から14年8月27日まで

A事務所に勤務した申立期間①のうち、平成10年12月から11年5月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた報酬月額より低くなっている。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、同事務所に勤務した期間のうち、同年6月の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が確認できる同年の給与所得の源泉徴収票及び「特定退職金共済制度退職一時金のお支払について」の証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B事務所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成11年6月27日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、「平成11年分給与所得の源泉徴収票」、「特定退職金共済制度退職一時金のお支払について」及び同年6月分の給料支払明細書から、申立人がA事務所に同年6月30日まで勤務し、同年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の平成11年6月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成11年6月27日として届け出たことを認めており、当該期間の保険料を納付していない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成10年12月1日から11年6月27日までの期間について、申立人から提出された10年12月から11年5月までの給料支払明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高いことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②のうち、平成12年9月について、申立人のB事務所における標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の報酬額より低い報酬月額を届け出たことを認めており、給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料を納付していない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年7月から12年8月までの期間及び同年10月から14年7月までの期間について、給料支払明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より高いことが確認できるものの、厚生年金保険料控

除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月19日から同年4月1日まで

A社の本社から同社のC営業所へ転勤した時期が、厚生年金保険に未加入であることが分かった。同社には昭和28年11月から平成3年10月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間における異動日については、B社は「現在、1日付けの異動が多いので、当時も1日付けの異動であったと推測できる。」と回答していることから、昭和34年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和34年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年10月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月16日から同年11月16日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について加入期間が無いことが分かった。A社のグループ会社には、昭和36年4月4日の入社から平成17年6月19日の退職まで継続して勤務し、1日も空けたことが無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、B年金基金加入者台帳、健康保険加入証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にC社（現在は、D社）に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得日は昭和49年11月16日と記載されているもの、上記B年金基金加入者台帳の記録における資格取得日は同年10月16日となっており、D社は、申立期間当時、社会保険事務所及び当該企業年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していた旨回答していることから、申立期間当時、C社においては、当該企業年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和49年10月16日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB年金基金加入者台帳の記録から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を、同年9月は12万6,000円、同年10月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②については、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和50年10月1日であると認められることから、申立期間②の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年9月28日から同年11月1日まで
: ② 昭和50年10月1日から同年10月4日まで

申立期間①については、昭和48年3月から現在までA社に継続して勤務しているが、同社B工場へ転勤したときの厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A社B工場から本社へ転勤したときの資格取得日が誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社からの回答書等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和49年8月及び50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から49年9月は12万6,000円、同年10月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについ

では、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「従業員の転勤、異動については、当該期間当時から原則として1日付けであった。」と回答していることから、申立人は、同社本社に、昭和50年10月1日から勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社における資格取得日は、昭和50年10月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和23年12月1日から24年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C本店）における資格取得日に係る記録を23年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間①のうちの昭和23年12月及び申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月1日から24年1月1日まで
② 昭和26年3月1日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和23年7月から同社B支店に勤務し、両申立期間も継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人の人事カードによると、入社日が昭和23年12月1日となっており、雇用保険も資格取得日が同日となっていること及び申立人から提出された同年12月分のもので認められる給与明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が同日から同社B支店で勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和23年12月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、4,200円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、A社B支店で当該期間も継続して勤務していたと供述しているところ、雇用保険の加入記録及び同社から提出された申立人の人事カードから、申立人が、当該期間を含め昭和23年12月1日から44年7月25日まで同社に継続

して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会したところ、複数の従業員が、申立人は申立期間②及びその前後の期間に同社同支店で内勤の事務を行っていたと供述している。

さらに、A社C本店の現在の人事担当者は、申立人の厚生年金保険の加入記録が、昭和24年1月1日から26年3月1日までは同社B支店、同年4月1日から36年10月5日までは同社本社となっており、その間に当たる申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いことについては不明であるが、仮に、申立人が退職後再入社したとしたら、社員番号は変わるはずであるが、申立人の人事カードによると、社員番号は変更が無く継続しており、申立人が同社に当該期間も継続して勤務していたことは間違いないと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和26年4月1日にA社B支店から同社本社へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店の資格喪失時における昭和26年2月及び同社本社の資格取得時における同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、昭和23年12月及び申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和23年7月1日から同年12月1日までの期間については、A社は、申立人に関する資料を上記人事カードのほかには保存しておらず、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会したところ、複数の従業員が申立人を記憶しているものの、申立人が当該期間に勤務していたことを記憶している者は無く、申立人も当該期間における給与明細書を保有していないことから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は7,800円、同年5月から25年2月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年9月又は同年10月から25年6月末まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局からの回答によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年3月1日となっており、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が一致し、氏名の漢字表記が一部異なる被保険者の記録があり、その資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年3月1日となっていることが確認でき、また、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と生年月日及び氏名の漢字表記が一部異なる被保険者の記録があり、その資格取得日は24年4月1日、資格喪失日は25年3月1日となっていることが確認できるとともに、当該被保険者と生年月日及び氏名が同一の者が厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、24年4月1日に資格取得していることが確認できるところ、これらの記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、B局で記録されている申立人の厚生年金保険記号番号と、上記の未統合となっている者の厚生年金保険記号番号は一致している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和24年4月1日に被保険者資格を取得し、25年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

申立人の昭和24年4月から25年2月までの標準報酬月額については、上記未統合の記録から、24年4月は7,800円、同年5月から25年2月までは8,000円とすることが

妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 9 月（又は同年 10 月）から 24 年 4 月 1 日までの期間については、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 4 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となっていない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者が無く、昭和 23 年 9 月（又は同年 10 月）から 24 年 4 月 1 日までの期間及び 25 年 3 月 1 日から同年 6 月末までの期間については、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日に、資格喪失日に係る記録を20年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、17年6月から18年4月までは20円、同年5月から19年4月までは50円、同年5月から20年4月までは80円、同年5月から同年8月までは110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和17年6月に入社し、終戦により工場が閉鎖される20年8月まで継続して勤務していたので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社で勤務していた従業員（B学校の同級生）は、終戦まで申立人と一緒に同社に勤務していた旨供述している。

また、A社において昭和16年4月に入社し申立期間を含め厚生年金保険の加入記録がある従業員（B学校の同級生）は、申立人は自分より1年後に入社し戦地に赴く20年6月1日までは、確かに勤務していた旨供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時に機関砲のやすりがけ業務を行っていたと供述しているところ、申立人と同職種の業務に従事していた複数の従業員は、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に氏名があり、いずれも労働者年金保険法の適用開始日（昭和17年6月1日）前の被保険者資格取得日の記録が確認できる。このことから、申立人は、労働者年金保険法の被保険者対象であった筋肉労働者であり、申立人と同職

種の同僚全てに加入記録があることから、申立人も労働者年金保険に加入していたと考えられる。

なお、申立人は、実家の飲食店が企業整備令により営業できなくなり、通学にも便利であったA社へ昭和 17 年 6 月 1 日に志願して入社した旨供述しており、このことは、同年 5 月 15 日に国家総動員法に基づく企業整備令が施行されていることから、申立人の供述と符合し信ぴょう性がある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と生年月日が近く、同じ職種であった同僚の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 4 月までは 20 円、同年 5 月から 19 年 4 月までは 50 円、同年 5 月から 20 年 4 月までは 80 円、同年 5 月から同年 8 月までは 110 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に閉鎖しており、事業主を確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 17 年 6 月から 20 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月30日から同年6月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社C工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社において勤務していたD社（A社を買収した会社）の取締役、監査役及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場への異動日については、申立期間当時の人事記録等の資料が無く不明であるが、申立人及び同僚の供述から昭和40年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び申立人から提出された同社の関連会社が証明した「被保険者であった者の職歴」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年4月1日であることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和29年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月

私は、昭和 48 年 7 月に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額及び納付方法に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 6 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、就職した昭和 63 年 10 月よりも前に、区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、保険料を納付した時期及び納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 11 月に払い出されており、オンライン記録によると、申立期間直後の 61 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料を平成元年 1 月 20 日に遡って納付していることが確認でき、当該払出時点及び当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明するなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 3 月から同年 9 月までの期間、7 年 7 月から 9 年 3 月までの期間及び 15 年 7 月から 16 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 3 月から同年 9 月まで
③ 平成 7 年 7 月から 9 年 3 月まで
④ 平成 15 年 7 月から 16 年 12 月まで

私は、会社を退職したときに、厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20 歳になった昭和 62 年頃に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 5 年 10 月に払い出されており、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持したことはないと説明していること、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③及び④については、上記の期間と同様、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立期間③については、当該期間直後の平成 9 年 4 月から 15 年 6 月までの約 6 年間は保険料の申請免除期間とされており、当時必ずしも安定した収入があったとは考えられないこと、申立期間④については、申立人は、当該期間の保険料を郵便局等で納付していたと思うと説明しているが、14 年 6

月以降の分について保管されている郵便局で収納した保険料の領収済通知書の中に、当該期間後の18年8月から19年9月までの期間の保険料に係る領収済通知書は確認できるが、当該期間の領収済通知書は無いことなど、申立人が、これらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年9月まで
私の妻は、私が申立期間直前に勤務していた会社が倒産した後、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付していたとする妻は、申立人の国民年金の加入手続きの時期及び保険料額についての記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から、申立人の妻の申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出は平成9年6月に行われ、同年7月に申立期間の自身の保険料を過年度納付していることが確認できるが、この当時は申立人は再就職しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 42 年 2 月までの期間、42 年 6 月から 44 年 11 月までの期間、45 年 3 月、45 年 7 月から 48 年 3 月までの期間、52 年 1 月から 53 年 7 月までの期間、55 年 11 月から 61 年 9 月までの期間、平成元年 8 月から 3 年 4 月までの期間及び 3 年 12 月から 13 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 42 年 2 月まで
② 昭和 42 年 6 月から 44 年 11 月まで
③ 昭和 45 年 3 月
④ 昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月まで
⑤ 昭和 52 年 1 月から 53 年 7 月まで
⑥ 昭和 55 年 11 月から 61 年 9 月まで
⑦ 平成元年 8 月から 3 年 4 月まで
⑧ 平成 3 年 12 月から 13 年 7 月まで

私は、昭和 38 年 2 月に会社を退職後、国民年金の加入手続をし、結婚して 43 年 1 月に転居するまでは自分で国民年金保険料を納付し、転居後は妻が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間は合わせて 8 回、340 か月に及んでおり、これだけの回数及び期間について、申立人が当時居住していた二つの区及びこれらの区を管轄する社会保険事務所（当時）が事務処理を誤ったとは考えにくい。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、2 回払い出されており、昭和 40 年 8 月頃に払い出された最初の手帳記号番号による保険料の納付記録が散在していることは確認できるが、41 年 5 月に払い出された二つ目の手帳記号番号による納付記録は無く、57 年 12 月作成の年度別納付状況リストでは、二つ目の手帳記号番号の納付記録欄は昭

和 36 年度から 44 年度までは納付月数 0 月、45 年度以降空欄とされ、区分欄に「フザイ」の記載が認められるなど、当該手帳記号番号により納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち婚姻前の昭和 42 年 12 月までの期間については、上記の最初の手帳記号番号が払い出された 40 年 8 月時点で、38 年 6 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、同年 7 月以降の期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は遡って納付したことはないと説明していること、当該期間当時、申立人が居住していた区では印紙検認方式により保険料を収納していたが、申立人は、印紙検認により保険料を納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間のうち婚姻後の昭和 43 年 1 月以降の期間については、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の妻から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、また、妻は、婚姻前後を通じて国民年金に未加入であり、申立人は妻の保険料を納付できる経済的な余裕は無かったと説明していること、さらに、59 年 5 月 10 日作成の年度別納付状況リストには、申立人は、当該リスト作成時点では、60 歳まで保険料を納付したとしても納付月数が受給資格期間に 20 か月不足する旨の記載があり、当該リスト作成時点より前の申立期間の保険料は未納であったと考えられることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

私は、結婚したときに、母が国民年金の加入手続をしてきて、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。妻の保険料が納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は、昭和36年12月に妻と連番で払い出されていることが当時居住していた区の国民年金の手帳記号番号払出簿から確認できるが、同払出簿の申立人欄には「不在」の印が押されており、夫婦一緒に昭和36年度から39年度までの保険料が納付された後は未納となっており、申立人に不在扱いとされた期間があったと考えられること、また、二つ目の手帳記号番号は、転居後の46年12月頃に払い出されており、当該転居先の区では国民年金の加入申出があった場合には、当該区の国民年金被保険者名簿と照合し当該申出者が被保険者とされていない場合に新規手帳記号番号を払い出していることから、上記払出時点までは、申立人は転居先の区において被保険者として管理されておらず、申立人の保険料を収納することができなかったこと、仮に申立期間の保険料が納付されていたとすれば、二つ目の手帳記号番号が払い出されることは無かったことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。保険料の未納があると集金人が集金に来ていたので、未納期間があるはずがないし、加入手続が遅れたのであれば、特例納付を利用して遡って保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和50年4月に払い出されており、申立人は、母親から保険料を遡って納付したとは聞いていないとしていること、過去に所持していた年金手帳の冊数の記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年3月までの期間、60年12月から61年3月までの期間及び61年12月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年3月まで
② 昭和60年12月から61年3月まで
③ 昭和61年12月から62年3月まで

私は、昭和59年4月から63年3月まで市役所の非常勤職員として勤務しており、勤め先の施設が閉鎖される毎年度12月から3月までの期間は、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から、申立期間①に係る昭和60年4月1日の被保険者資格喪失、申立期間②に係る60年12月26日の資格取得及び61年4月1日の資格喪失、申立期間③に係る61年12月26日の資格取得は、62年5月13日に記録追加されていることが確認でき、当該記録追加時点までは、申立期間を含む59年12月から62年3月までの期間は全て未納期間とされており、当該記録追加時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができず、申立期間②及び③の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料を遡って納付したとは説明していないこと、申立期間③後の62年12月から63年3月までの施設閉鎖期間は申請免除期間とされていること（62年度の保険料の免除申請手続は上記の記録追加後の62年7月に行われ、当初、同年度全期間について申請免除期間とされていたが、平成13年4月23日に厚生年金保険被保険者期間の記録追加に伴い、申請免除期間は、当該4か月間に記録訂正が行われた。）など、申立

人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 46 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 46 年 11 月まで

私は、兄から母が昭和 41 年 9 月に私の国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずだと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料を母親が納付していたと説明しているが、申立人の母親は、申立期間後の昭和 49 年 3 月に高齢任意加入手続をしていることが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入であったこと、申立人は、兄から母親がどのように保険料を納付していたかは何も聞いていないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す所得税の確定申告書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金に切替手続をした時期、国民年金保険料の納付状況、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時の昭和 61 年分の確定申告書（申立人の居住地を管轄する税務署等の文書收受印は押されていない）を所持しており、社会保険料控除として当該年 1 年分の国民年金保険料の支払額が記載されているが、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には厚生年金保険被保険者資格喪失後の 60 年 11 月 1 日の国民年金被保険者資格取得の届出は 62 年 2 月 17 日に受付されていることが確認できることから、61 年中に当該申告書に記載されている国民年金保険料を納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9703 (事案 5897 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 60 年 10 月まで

私は、昭和 49 年 1 月から居住していた区で国民年金保険料を納付していた。また、私の実家に居住する姉も、36 年 4 月から 61 年 1 月まで、実家が所在する町で私の保険料を納付してくれていたため、還付の記録のない 49 年 1 月から 60 年 10 月までの保険料は重複して納付しているはずである。申立期間の保険料が重複納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の実家が所在する町の被保険者名簿には、申立人が実家で居住していた昭和 36 年 4 月から申立期間後の 61 年 1 月までの保険料が納付済みと記録されており、当該期間中に区への転出手続がとられた形跡は無く、申立人が居住する区で当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、当該期間の保険料を重複して納付していたと主張するものの、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年9月まで

私は、義父から義妹も国民年金に加入しているからと加入を勧められ、国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は金融機関の職員が集金に来てくれたので、職員に納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所、保険料の納付額及び申立期間当時に申立人が居住していた区が昭和45年3月末まで実施していた印紙検認による保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年10月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には同時期に国民年金の資格を取得したことが記載されていること、申立期間は国民年金に未加入期間であり保険料を納付できない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録が無いこと、申立人は、義父から義妹が国民年金に加入したので申立人も加入するよう勧められたと説明しているが、義妹の加入年月日は申立期間の後半であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月までの期間、56 年 9 月から 57 年 4 月までの期間及び 57 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 56 年 9 月から 57 年 4 月まで
③ 昭和 57 年 6 月から同年 8 月まで

私は、昭和 52 年 11 月に会社を退職後、実家に戻り国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 53 年 6 月頃に払い出されており、当該払出時点では当該期間の保険料は過年度納付することは可能であるものの、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、昭和 56 年 7 月 6 日に資格を喪失し、62 年 12 月 21 日に第 1 号被保険者の資格を取得したことが記載されており、当該期間は国民年金に未加入期間であり保険料を納付することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から61年3月まで

私は、厚生年金保険の適用会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和39年に国民年金の加入手続を行っているので申立期間の保険料を納付したのではないかと説明しているが、保険料の納付場所、保険料額及び申立人が申立期間当時に居住していた区が45年3月まで実施していた印紙検認による保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間は230か月と長期間であり、これだけの長期間において、行政側が保険料の収納事務の処理を誤るとは考えにくいなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月から同年 3 月まで
私は、平成 17 年 1 月、会社を退職し転居してすぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、再就職するまでの 3 か月間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った場所、保険料の納付場所、納付時期、納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立期間については、オンライン記録によると、申立人が、申立期間直前の平成 17 年 1 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の加入勧奨事象が発生したとして、社会保険事務所（当時）から申立人に対して第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨が行われた後、同年 8 月に勧奨関連対象者一覧が作成されていることが確認できるため、同年同月まで厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る平成 17 年 1 月 14 日の資格取得及び同年 4 月 1 日の資格喪失の記録は、20 年 5 月 14 日に追加されていることが確認でき、当該記録が追加されるまで申立期間は未加入期間であったため、納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、記録追加された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私は、昭和60年又は61年の春に国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金の加入年数が25年以上となるように59年4月以降の未納であった申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、遡って一括納付した期間、納付月数及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年12月時点では、申立期間のうち59年9月以前の保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録によると、申立期間直後の60年1月から61年3月までの保険料は、62年3月2日に一括で過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間前後を通じて、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9712

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 9 月まで

私は、昭和 61 年夏ごろに、区役所で国民年金の加入について相談したところ、担当者から「前の 3 年分の国民年金保険料を納付しないと加入しても年金を受給できず意味がない。」という説明を受け、3 年分の保険料を 3 分割した納付書を作成してもらった後に遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 9 月から同年 11 月までの頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が納付したと説明する金額は、申立期間直後の 61 年 10 月から当該払出時点までの保険料を遡って納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 2 月まで

私の妻は、私が昭和 57 年 4 月に退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は、納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日に退職した時点で、既に老齢厚生年金保険の受給資格期間を満たしていたため、旧国民年金法では申立期間は国民年金の任意加入適用期間となるが、オンライン記録によると、申立人は任意加入手続を申立期間直後の 60 年 3 月 16 日に行っていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 52 年 9 月まで
私は、会社退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 50 年に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 54 年 7 月に払い出されている。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付しているが、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付による以外なく、申立人は当該払出時点で 60 歳到達時まで保険料を納付すれば、国民年金の受給資格期間を満たすことから、特例納付をしなければならない状況にはなかったこと、申立人は遡って保険料を納付した期間の記憶は曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から52年8月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該払出時に交付された年金手帳以外に別の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで
私は、昭和 40 年 1 月に就職するまでは、市役所で国民年金の加入手続を行い、母が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付していたとする母親からは当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人による印紙検認方式で保険料を収納していたが、申立人は集金人に保険料を納付していた記憶は無いこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 54 年 5 月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付による以外にないが、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したとは聞いていないとしていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9719

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を持っている。昭和 54 年 4 月から同年 9 月の保険料は還付されていると言われたが、領収証書を所持している申立期間の保険料について還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は、昭和 54 年 9 月 29 日に申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、59 年 6 月 11 日に作成された「還付・充当・死亡一時金リスト」には、申立期間を含む 54 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料は、55 年 2 月 28 日に、当該期間が厚生年金保険加入期間であることを理由に還付決議が行われた旨が記載されており、同リストの申立人の手帳記号番号、氏名、還付対象期間及び金額等の記載内容に特に不自然、不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する申立期間を含む当該期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 7 月まで

私は、平成 9 年 3 月 19 日に、戸籍抄本を取りに区役所に行き、その際、国民年金保険料の未納がないか否かを確認したら、申立期間の保険料が未納であると言われたので、その場で同保険料を納付した。その証拠として、そのときに、訂正された年金手帳を受け取った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 9 年 3 月 19 日に、区役所に行き、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、平成 9 年 3 月の時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。なお、申立期間は、平成 9 年 4 月 22 日に、当初、第 1 号被保険者の資格喪失日及び第 3 号被保険者の資格取得日であった昭和 61 年 4 月 1 日を、同年 8 月 1 日に遡って訂正したことにより、未納期間として記録整備されたものである。

また、申立人は申立期間の保険料を納付した証拠として、そのときに訂正されたとする年金手帳を提出しているが、同手帳の「国民年金の記録」欄の訂正は、申立人の被保険者資格についての記載であり、納付記録を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 49 年 6 月まで

私は、私が 20 歳になった昭和 41 年頃に、父から「国民年金に加入しておいたからね。」と言われた。当時、我が家の家計は一切父が取り仕切っていたことから、私の父は、A 区において私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が 20 歳になった昭和 41 年頃に A 区で私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号はオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、B 市において申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき、昭和 51 年 8 月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該払出しの時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の弟の申立期間に係る保険料は、オンライン記録によれば、申立人の弟が 20 歳になった昭和 44 年*月から申立期間の終期である 49 年 6 月までの期間において未納となっていることが確認できる上、申立人の弟の保険料は、申立人と同様に 49 年 7 月から納付が開始されている。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする父は既に死亡しており、申立期間当時の申立人の加入手続及び納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 41 年 3 月まで
私の父は、私が仕事を辞めた直後の昭和 39 年 6 月頃に、A町で私の国民年金の加
入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納
とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が仕事を辞めた直後の昭和 39 年 6 月頃に、国民年金の加
入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿に
よると、昭和 42 年 1 月頃に、申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき
る上、申立人の弟は、申立期間が未加入期間となっており、申立人と同様に 41 年 4 月か
ら国民年金保険料の納付が開始されている。

また、申立人は、「現在所持する年金手帳の前に、灰色の年金手帳を所持していた記
憶がある。」と説明しているものの、申立期間当時に申立人が居住していた地域の年金
事務所における昭和 39 年 6 月前後の払出簿を調査したが、申立人の氏名は確認できな
い上、申立人は申立期間前後で住所等の移動は無く、同じ町で短期間に手帳記号番号が
二度払い出されることは考え難いことから、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記
号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、前述の申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、昭和
39 年 6 月から同年 9 月までの期間は、時効により納付することができない期間である。
また、申立期間のうち、39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間は、社会保険事務所（当
時）等が発行した納付書により過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は、「近
所に住む町会の人^{おぼ}が、自宅に国民年金保険料の集金に来ていたのを憶えているが、そ
れ以外は分からない。」と述べており、申立期間当時、A町の納付組織における集金人

は、過年度分の保険料を受領することはできなかったものと考えられることから、申立人の当該期間の保険料の納付方法に係る記憶は整合性に欠ける面がある。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に死亡しており、申立人の申立期間の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人の父が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 47 年 3 月まで

私の母は、私が会社を退職した後の昭和 45 年 2 月頃、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は自宅に来る班の集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が会社を退職した後の昭和 45 年 2 月頃に、国民年金に加入手続きを行い、国民年金保険料は自宅に来る班の集金人に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 47 年 5 月 31 日に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間のうち、45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間は、社会保険事務所（当時）等が発行した納付書により過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は、「母が、自宅に来る班の集金人に保険料を納付しているのを見たことがあるが、それ以外は分からない。」と述べており、申立期間当時、A 町の納付組織における集金人は、過年度分の保険料を受領することはできなかったものと考えられることから、申立人の当該期間の保険料の納付方法に係る記憶は整合性に欠ける面がある。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しており、申立人の申

立期間の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 56 年 1 月まで

私は、昭和 48 年に会社を退職した際、同社の経理課から「今後は国民年金に切り替えるように。」と言われ、また、義理の妹にも勧められたことから、51 年 1 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人には平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できるものの、申立期間当時に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金への加入手続並びに保険料の納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年2月まで

私の母は、私が大学を卒業した平成2年3月に区役所の出張所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、同窓口で申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成5年3月以降に払い出されており、また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、「申立人の所持する年金手帳は1冊のみであり、ほかの手帳を所持したことは無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、当該手帳記号番号の払出時点においては申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、平成3年3月から4年3月までの期間の保険料を5年4月27日に過年度納付し、4年4月から5年3月までの期間の保険料を5年4月に現年度納付していることが確認できる。このことから、国民年金の手帳記号番号の払出時点において、申立人の申立期間に係る保険料は時効により納付することができず、当該時点で納付が可能な申立人の未納期間に係る全ての保険料が納付されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年12月まで
私の妻は、昭和46年1月に私の申立期間に係る国民年金保険料の納付書が届いたため、47年1月以降の保険料とともに申立期間の保険料を2か月分ずつ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「遡って保険料を納付することを申し出た記憶は無いが、昭和46年1月に夫の申立期間に係る保険料の納付書が届いたため、47年1月以降の保険料とともに、申立期間の保険料を2か月分ずつ納付した。」と述べている。

しかしながら、申立人の申立期間について、特例納付以外の方法により保険料の納付の時効期間である2年を超えて国民年金の納付書が送付されることは考え難い。また、申立期間当時、申立期間の保険料は3か月分ごとに納付する方法がとられており、申立人の妻が主張する保険料の納付方法は申立期間当時の納付方法と相違する。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料額は、昭和36年4月から40年3月までの期間が月額2,000円、40年4月から46年12月までの期間が月額5,000円であり、合計50万1,000円だった。」と述べているが、申立人の申立期間の保険料額の合計は、第1回特例納付による納付の場合及び第2回特例納付による場合のいずれの場合においても、申立人の申立期間に係る納付金額の記憶と大きく相違する。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月から 4 年 9 月まで

申立期間は、強制加入期間であり、私が所持する年金手帳にもその記載がある。強制加入期間であれば国民年金保険料の納付書が届くはずであり、納付しなければ督促状が届き、さらに延滞金も発生しているはずであるが、その記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間は、平成 6 年 12 月 28 日に、申立期間の直後の 4 年 10 月から 5 年 4 月までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が追加され、さらに、同日付けで 6 年 11 月の第 3 号被保険者の資格取得の記録が追加されるまで、国民年金には加入していなかった期間であることが確認できる。このことから、申立期間当時において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付書は、発行されていなかったものと認められる。

また、申立人の所持する国民年金の領収書によれば、平成 6 年 5 月から同年 10 月までの期間の保険料が前述の記録が追加される直前の同年 12 月 22 日に一括納付されたことが確認できるが、この一括納付の時点では申立人の申立期間の保険料は時効のため納付できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間に係る再加入手続並びに保険料の納付場所及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること

はできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年3月まで

私は、国民の義務と思い、国民年金に加入した。申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び申立期間当時の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無い上、申立人も当時年金手帳を受領、所持した記憶は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 10 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から区の集金人に国民年金保険料を納付していた。子出産前頃から保険料を納付していない時期もあったが、45 年から 46 年頃に過去の未納分をまとめて納付し、その後は定期的に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当初は区の集金人に保険料を納付していたとしているが、当時の納付方法である印紙検認の記憶は無いと説明している。

また、申立人は、昭和 45 年から 46 年頃に子を出産（37 年*月）する前頃から納付していなかった保険料をまとめて区役所内の金融機関で納付したとしているが、当時は第 1 回特例納付実施時期であったものの、当時申立人が居住していた区では、区役所内の金融機関で特例納付の保険料を納付することができなかったとしていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は 36 年 4 月に払い出されているが、手帳記号番号払出簿には不在及び転出の印が押されており、転出先の区の転入者台帳整理カードにも不在の印が押されていることから、転居の際に住所変更手続がなされず不在者扱いとなっていたと考えられること、まとめて納付した後は定期的に納付したとしているが、保険料の納付時期及び納付額についての記憶は曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 45 年 2 月まで

私の夫は、昭和 38 年 3 月に市役所支所に婚姻届を提出した際、職員に私の国民年金の加入を勧められたため加入手続をし、その後は私が国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、国民年金の加入時期について、申立人は昭和 38 年の婚姻届提出時に夫が加入手続をしたと説明しているが、申立人は 45 年 3 月 11 日に国民年金に任意加入し、同年 3 月から保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9745

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 56 年 10 月まで
私は、昭和 50 年 1 月に会社を退職後に、時期は定かでないが、国民年金と国民健康保険と一緒に加入し国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 59 年 10 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当初に自身の国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年6月まで

私は、「国民年金保険料を納めないと年金がもらえなくなる」旨が記載された通知を受け取り、これまで未納となっていた期間の保険料を区の出張所で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付方法及び納付額についての記憶が曖昧である上、遡って過年度分の保険料を納付する場合は国庫金の納付となるが、申立人が保険料を納付したとする区の出張所では、国庫金の収納業務を行っていないため、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「国民年金保険料を納めないと年金がもらえなくなる」旨が記載された通知を受け取って未納分の保険料を納付したと説明しており、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以前の昭和36年4月から41年9月までの期間、42年1月から同年3月までの期間及び同年10月から43年3月までの期間の保険料を、第2回特例納付により遡って納付していることが確認でき、当該特例納付を行ったことによって、申立人は60歳到達時までの納付可能期間が308か月となり、年金を受給するために必要な受給資格期間300か月を満たしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年度のうち 3 か月及び昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年度のうち 3 か月
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の父又は母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私が、昭和 37 年 11 月に婚姻し、上京した後は、自身が納付書により金融機関で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付書により金融機関で保険料を納付していたと説明するが、申立期間当時、申立人が居住していた区における保険料の納付方法は印紙検認方式であり、当時の納付方法と異なる上、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無いと説明している。

また、申立人は、これまでに遡って保険料を 2、3 万円納付したことがあると説明しているものの、納付時期及び納付対象期間が不明であり、説明する納付額は、申立期間の保険料を過年度納付又は第 1 回特例納付により納付した場合の金額とも大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年8月まで

私は、最初に勤めた会社を退職した際に、会社から年金を含めた退職後の手続について説明を受け、国民年金の加入手続を行い、専門学校に通いながら国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の加入手続を行った時期、場所、国民年金手帳の交付、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月時点では、時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9756 (事案 1090 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 50 年頃、新聞に入っていたチラシを見て、区役所かその出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金加入手続、保険料の納付場所について記憶が曖昧であり、一括して納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と異なる上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている夫は、申立期間の自身の保険料が未納となっていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人から新たな資料、情報の提出はなく、また、申立人は、当委員会における口頭意見陳述において、一括納付したとする保険料額を変更して説明しているが、当該金額について自身の分の保険料か夫婦二人分の保険料かの記憶は曖昧であり、領収証書を受領した記憶も無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の妻は、昭和41年5月に転居手続きをした際に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったところ、転居前の期間の国民年金保険料が未納であることを指摘され、市役所で2、3回程度に分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする妻は、遡って納付した時期及び納付した期間についての記憶が曖昧である。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和41年6月に連番で払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち39年3月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の所持する国民年金手帳には「国民年金保険料納付記録」の表が記載されており、昭和36年度から38年度欄に「時効消滅」との記載があること、当該払出時点で、申立期間のうち39年度以降の保険料は過年度保険料となるが、申立人の妻が納付場所としている市役所では過年度保険料を収納していなかったことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和41年5月に転居手続をした際に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったところ、転居前の期間の国民年金保険料が未納であることを指摘され、市役所で2、3回程度に分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を遡って納付した時期及び納付した期間についての記憶が曖昧である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和41年6月に連番で払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち39年3月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の夫の所持する国民年金手帳には「国民年金保険料納付記録」の表が記載されており、昭和36年度から38年度欄に「時効消滅」との記載があること、当該払出時点で、申立期間のうち39年度以降の保険料は過年度保険料となるが、申立人が納付場所としている市役所では過年度保険料を収納していなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 7 月まで

私は、昭和 62 年 8 月に区役所出張所で第 3 号被保険者の手続を行った際、国民年金手帳の記載を訂正してもらい、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 3 号被保険者資格取得の届出を行った昭和 62 年 9 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳から、「初めて被保険者となった日」は当初申立期間直後の 62 年 8 月 1 日と記載されていたことが確認できる。

しかし、その後、当該年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」は昭和 62 年 8 月 1 日から 61 年 12 月 28 日に訂正され、「国民年金の記録」欄の 62 年 8 月 1 日から平成元年 1 月 26 日までの第 3 号被保険者資格期間及び同日から元年 10 月 2 日までの第 1 号被保険者期間の記載は取り消され、申立期間が第 1 号被保険者期間として新たに記載されていることから、これらの訂正は元年 10 月以降に行われたものと考えられ、当該記録訂正時点では、申立期間は昭和 62 年 7 月を除き、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録から、申立期間は平成 3 年 12 月 17 日に記録追加されていることが確認でき、当該記録追加時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から56年6月まで

私は、21歳のときに国民年金に加入し、父又は私が20歳からの国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、父親又は自身が20歳時まで遡って保険料を納付したと主張しているが、申立人の父親は遡って納付した記憶は曖昧であり、申立人は、申立期間の保険料額、保険料の納付場所、納付方法等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和56年9月に払い出されており、申立人の父親が所持する昭和56年度の保険料の領収証書には、第1期分欄は領収印が無く、第2期分欄は申立人の居住地の近接地の金融機関支店の領収印が、第3期及び4期分欄は実家所在地の金融機関支店の領収印が押され、57年度の保険料の領収証書には、同支店の領収印が押されており、納付開始当初は申立人が、その後は申立人の父親が保険料を納付していたと推測されるが、これらの納付状況は、61年度までの納付状況が記録されている国民年金被保険者名簿の昭和56年6月まで未納、同年7月から57年3月まで定額納付及び昭和57年度が定額完納との記載内容と一致しているなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月から21年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月から21年2月まで
私は、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当時の保険料の納付状況等に関して、電話及び文書による照会に対する申立人の協力が得られないことから、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録から、申立人は、平成15年12月1日から国民年金未適用者であったため、申立人に対して加入勧奨が行われていたこと、未適用者一覧表が作成された22年2月23日時点でも申立人は未加入で、その後も加入手続が取られていなかったことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から同年 9 月まで
私は、昭和 48 年 1 月末で会社を退職した際に、母から国民年金への加入を勧められて加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料額及び保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年2月15日に任意加入したことにより払い出されており、当該払出時点では、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったこと、オンライン記録から、申立期間に係る48年2月1日の資格取得及び同年10月27日の資格喪失は、平成13年11月に記録追加されたことが確認でき、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで

私の義母は、私と夫の国民年金の加入手続をしてくれ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和46年頃からは、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち昭和46年頃までの保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和47年12月に払い出されており、当該払出時点で、45年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、同年10月以降の期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立人は、上記手帳記号番号払出時に交付されたとみられる国民年金手帳以外の国民年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の義母及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで
私たち夫婦は、国民年金に加入したとき、昭和36年まで遡って全ての期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和55年6月頃に連番で払い出され、申立人は、36年4月から申立期間直前までの期間の保険料を特例納付し、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、当該特例納付等をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられ、夫婦の上記の手帳記号番号による60歳到達時の保険料納付済月数は、いずれも受給資格期間の300か月を若干超える310か月であること（妻については、平成22年6月に別の手帳記号番号による納付記録と統合されて納付済月数は319か月）など、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から53年3月まで
私たち夫婦は、国民年金に加入したとき、昭和36年まで遡って全ての期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和55年6月頃に連番で払い出され、申立人は、36年4月から43年3月までの期間の保険料を特例納付し、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、当該特例納付等をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられ、夫婦の上記の手帳記号番号による60歳到達時の保険料納付済月数は、いずれも受給資格期間を満たす300か月を若干超える310か月であること（申立人については、平成22年6月に別の手帳記号番号による納付記録と統合されて納付済月数は319か月）など、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月から53年12月まで
私の母は、私が共済組合員資格を喪失した昭和47年8月に国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする母親は、加入手続等の時期の記憶が曖昧である。

また、申立人は、共済組合員資格を喪失した昭和47年8月に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の56年3月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、加入手続時に区役所職員から2年分の未納保険料を納付できると言われ、遡って納付したとする申立人の母親の記憶は、当該払出時点で納付可能であった54年1月以降の保険料が過年度納付されている納付記録と合致していること、申立人が所持する年金手帳は49年以降に発行されていたオレンジ色の手帳1冊のみで、母親は、当該手帳のほかに申立人の手帳を受け取ったことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9767

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年5月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続をし、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた区では、申立期間当時は印紙検認方式により現年度保険料を収納していたが、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る昭和36年度及び37年度の印紙検認記録欄に検認印は無く、印紙検認台紙は割印の上切り離されていることから、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付はしていなかったと考えられること、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したとは主張していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年8月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、昭和36年4月から38年7月までの期間は厚生年金保険に加入していたので、この期間の申立期間の保険料を還付してほしい。また、厚生年金保険に加入していない期間の申立期間については、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付していたとする母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和36年4月に母親が国民年金の加入手続きをしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の38年10月に払い出されていること、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が38年9月1日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年7月1日まで
② 昭和32年7月1日から33年11月1日まで

年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間①及び②の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年11月1日の前後2年以内に資格喪失した者56名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、43名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち38名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしており、当該事業所の社会保険事務の経験のある従業員は、退職時に健康保険証を回収し、当時、年金受給の資格を得られないであろう者には、脱退手当金について説明を行い、脱退手当金の代理請求を行っていたと供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間①及び②の事業所を退職後、昭和56年5月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取して

も受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から38年8月26日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職後の昭和38年9月30日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は氏名変更年月日と同日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年9月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から同年12月1日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。昭和42年7月1日からA社（現在は、B社）に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和42年7月1日から勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況について確認することができない。」と回答している。

また、当該事業所は、「申立期間当時の保険外交員の場合は、成績などで総合的に決定される資格制度があり、入社してから3か月間から6か月間は、一定の資格に達するまで厚生年金保険には加入させていない取扱いであり、その間は厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得した複数の同僚は、「自分が入社してから、厚生年金保険に加入するまでは、3か月程度の試用期間があった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月10日から36年5月1日まで
社会保険事務所(当時)で年金相談をしたときに、脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えはないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年5月1日の前後2年以内に資格喪失した者13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月29日から36年8月17日まで
平成22年5月に、厚生年金保険期間照会の回答書を見て、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年8月17日の前後2年以内に資格喪失した者70名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、65名について脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち3名は、事業所が脱退手当金の請求手続をしたと供述していることなどを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和37年7月31日の前の同年5月23日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月29日から34年8月13日まで
② 昭和35年4月1日から40年2月2日まで

60歳になり年金受給の手続をしたときに、申立期間①及び②の年金記録が無いと言われ、その後に調べた結果、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかし、申立期間②の事業所は転職するために辞め、脱退手当金の制度を数年前まで知らず、脱退手当金の手続をしていないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①及び②の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間②後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年8月1日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年7月までは53万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月1日の後の同年10月4日付けで、遡って41万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び当該訂正の処理が行われた平成6年10月4日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社が平成5年から6年頃に厚生年金保険料を滞納しており、保険料納付の督促を受けて社会保険事務所（当時）に行ったことがあること、及び同社の代表者印は自らが常に管理し、ほかの者が代表者印を使用することはなかったことを供述していることから、申立人が、同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 11 日から 61 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 60 年 8 月 11 日から勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、同社は従業員の出入りが激しかったので、従業員の入社後、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同じ昭和 61 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立人より 1 か月ほど前の昭和 60 年 7 月に入社し、同社は入社後約 3 か月から 6 か月の試用期間が設けられており、その間は厚生年金保険に加入できず、入社してから半年経過後に厚生年金保険に加入したと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に基づく標準報酬月額と相違している。平成 12 年からの確定申告書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 13 年 7 月の随時改定により 36 万円、同年 11 月の随時改定により 9 万 8,000 円となり、14 年 10 月及び 15 年 9 月の定時決定は適切な時期に処理されており、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

また、申立人は平成 12 年から 16 年までの所得税の確定申告書（控）を提出しているが、記載されている社会保険料控除額から試算した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と相違無いことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は会社設立時から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまでの間も、継続して代表取締役であったことが確認できるところ、「社会保険手続は顧問税理士に委任していたので覚えていない、事業所印は自分で押していた。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から平成 2 年 5 月 31 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で勤務していた複数の従業員の回答により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 63 年 4 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年 4 月 15 日から平成 2 年 5 月 31 日までの期間は適用事業所となっていない。

また、A社の当時の事業主は、「会社は昭和 63 年 3 月に倒産し、関係資料が無く、詳細は不明であるが、社会保険は本人の了承の下、全ての保険料は控除していない。したがって、本人は厚生年金保険料を控除されていないはずである。」と回答している。

さらに、A社の厚生年金保険の取扱いについて、当時の社会保険担当者は、「同社の社員であれば必ず加入しており、資格取得手続きもきちんと行っていたと思う。会社が意図的に抜いた記憶は無く、申立人一人だけ抜いたというのは考えにくい。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間の全期間を含む昭和 61 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 20 日までの間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月23日から28年7月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「昭和27年から28年当時の書類が見当たらないため、申立人の入社、在籍及び雇用形態等の確認はできないが、失業保険被保険者名簿により、資格取得年月日は28年5月1日と確認できることから、当社への入社は同年5月と考えるのが妥当と推察される。」と回答し、同名簿を提出していることから、入社日を特定することはできないものの、申立期間のうち、同年5月1日からの勤務は確認できる。

しかしながら、B社は社会保険の取扱いについて、「当時は、失業保険に加入してから厚生年金保険に加入するまで2か月から5か月ぐらいの期間の相違がある。昭和29年6月頃からは同時に加入している。」旨回答しており、申立人について、「昭和28年5月及び同年6月は試用期間で社会保険料を徴収せず、7月に正式採用し、社会保険資格取得届を提出、保険料も徴収と考えるのが妥当と推察される。」と回答している。

また、A社において被保険者資格がある元従業員5人の雇用保険の加入記録を照会したところ、一人について記録を確認することができたが、雇用保険の資格を取得してから厚生年金保険の資格を取得するまでの間、4か月相違していることが確認できることから、同社の従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 29 日から同年 5 月 9 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料を控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者は、「当時の資料は既に破棄しているため申立期間の勤務は確認できないが、当社を退職した時期は昭和 47 年 3 月頃で、退職後は別の会社で勤務していた。」と供述しており、また、同社の元従業員は、「申立人の退職年月までは覚えていない。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、A社の元社会保険担当者は、「従業員が退職した場合は、すぐに管轄の社会保険事務所（当時）に資格喪失届を提出していた。」と供述しているところ、申立人が被保険者資格を喪失した時期と元代表者が供述している申立人の退職時期は一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から29年4月7日まで
② 昭和29年4月7日から33年3月31日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。就職のために昭和25年4月に上京し、同社に入社して33年3月まで継続勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が1万円になっているが、当時は1万5,000円ぐらい支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年4月7日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡し、さらに、同社が適用事業所となった昭和29年4月7日に資格を取得している被保険者のうち、所在が確認できる従業員1名は、「申立人を記憶していない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記同僚は、「申立人より早く入社したが、申立期間①当時、A社は社会保険に加入しておらず、私が昭和28年に退職した後、同社は社会保険に加入したと聞いて

た。」と供述している。

加えてA社に係る上記被保険者名簿から住所が確認できる従業員に、申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料の有無について照会したが、資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、昭和29年4月から33年2月まで、厚生年金保険の標準報酬月額が1万円となっているが、月額1万5,000円の給料を支給されていたと申し立てている。

しかし、申立人は、A社における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社に係る上記被保険者名簿によると、事業主及び親族を除く従業員の標準報酬月額については、昭和29年4月7日の資格取得時及び同年10月の定時決定時が4,000円から7,000円、30年10月の定時決定時が5,000円から7,000円、31年10月の定時決定時が8,000円から1万円、32年10月の定時決定時が7,000円から1万円と記録されており、申立人の主張する1万5,000円の給料を支給されていた従業員はいないことが確認できる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿では、申立人について、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から39年12月31日まで
A軍B基地内にあったC店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年1月1日から39年12月31日まで、A軍B基地内にあったC店に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、D軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、当該施設が所在する都道府県に置かれた渉外労務管理事務所において行われていたが、申立期間当時のA軍B基地内に係る社会保険事務を引き継いだE省F局G事務所は、「申立人の記録は確認できない。また、基地に入っている業者はいるが、労務管理事務所では、その契約までは管理していないので分からない。」と供述している。

また、申立人が申立期間に勤務していたとするC店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

さらに、C店の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同店の代表者を特定することができないため、申立人の同事業所における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人は、C店における上司及び同僚について、その名字しか記憶していないため人物を特定することができず、申立人の同事業所における勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年12月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月に結婚したが、生活のため同年4月1日から同年12月10日までの期間もA社を退職せず継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の申立期間当時の人事責任者は、「申立人は結婚により当社を退職したと記憶している。」と供述しており、また、同社の申立期間当時の経理担当者も、「申立人は、結婚してすぐに退職したと思う。」と供述している。さらに、申立人は、結婚により健康保険証の氏名が変更したこと、及び同社が昭和37年9月1日にB区からC区への移転に伴う健康保険証の記号が変更していたことについて、記憶が無い旨供述していることから、申立期間当時、申立人は、結婚により同社を一時退職していたことが考えられる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が派遣されていたデパートで一緒に勤務していたと記憶している同僚は、「申立人を記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務状況について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していた従業員22名のうち、連絡の取れる14名に申立人の勤務状況について照会したところ、11名の従業員は、「申立人の申立期間の勤務について不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。その後、同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、計算される基礎期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書に「平成 12 年 10 月 31 日退職」と記載されていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。また、同社は、平成 22 年 10 月 25 日付けで、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を 12 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に訂正する届けを年金事務所に行い記録訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付には反映されない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となるためには、事業主が、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除していたと認められることが必要とされているが、申立人から提出された給与明細書によると、平成 12 年 10 月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このことについて、A社の事務担当者は、申立人は平成 12 年 10 月 31 日付けで退職したが、誤って同年 10 月 30 日退職として厚生年金保険被保険者資格の喪失を行ったことから、同年 10 月の厚生年金保険料を給与から控除していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月25日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より少ないことが分かった。同社では自分が取締役（取締役が申立人一人になる平成6年4月5日までは代表取締役）であったが、このような届出を行ったことはないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月25日より後の同年4月7日付けで、申立人の標準報酬月額は、4年3月から5年7月までの期間については53万円から8万円に、同年8月から6年2月までの期間については50万円から8万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われた時期においては、同社の唯一の取締役であり、申立期間においては、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正に係る届出を行った記憶は無い旨主張しているが、複数の従業員は、社会保険事務の権限を有していたのは申立人であったとしている上、申立人自身も、「A社の代表者印は自分で管理していた。会社を社会保険の適用事業所から外す時期は、自分が社会保険事務を行っていた。滞納保険料を支払ったところ、社会保険事務所（当時）の職員から保険料の支払に残は無いと言われた。」旨回答していることから、申立人が上記標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していたと考えられる。

なお、金融機関から提出された、A社に係る預金口座の取引推移一覧から、同社は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理について関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 25 日から同年 12 月 21 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間を含め継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における退職日は昭和 60 年 11 月 24 日となっており、申立期間の勤務を確認することができず、申立人を記憶する複数の従業員も、申立人の退職時期については分からないとしている。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和 60 年 11 月 25 日となっており、オンライン記録と合致している。

さらに、A社の代表者は、「申立人は昭和 60 年 11 月 24 日に退職しており、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 21 日から 55 年 5 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が発行した昭和 54 年分の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 54 年分の源泉徴収票から、申立人は、A社に同年 11 月 1 日から継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 55 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、A社の複数の元従業員は、「昭和 55 年 5 月 1 日より前の期間については、厚生年金保険料の控除はなかったと思う。」旨供述している。

さらに、申立人が提出した昭和 54 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料額は、申立期間前に勤務していた事業所において控除されたものであることが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額よりも低い記録となっている。当時の雇用保険高年齢雇用継続給付支給決定通知書及び雇用保険受給資格者証を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険高年齢雇用継続給付支給決定通知書に記載されている賃金支払額及び雇用保険受給資格者証における退職6か月前の賃金日額から算出した給与支給額は、オンライン記録にある標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

しかし、A社は、「申立人の標準報酬月額が減額されているのは、申立人が60歳到達による退職を機に平成10年10月に勤務形態が契約社員に変更になったためであり、また、雇用保険高年齢雇用継続給付支給決定通知書に記載された賃金支払額及び雇用保険受給資格者証における退職6か月前の賃金日額から算出した給与支給額がオンライン記録にある標準報酬月額より高いのは、残業代により賃金が増加したためかと思われる。」旨回答している。

また、A社から提出された申立人に係る平成10年分給与支払報告書及び平成11年分源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額より算出される社会保険料の金額とおおむね一致することが確認できる。

なお、A社が加入するB基金から提出された申立人に係る加入員記録によると、申立期間における標準給与月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月13日から42年4月1日まで
A会の委員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かであり、人事記録を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事記録及びB省C局の回答から、申立人は、昭和40年4月13日から継続してA会の委員として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A会の社会保険事務を行っていたD省C局は昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、同局は適用事業所としての記録は無い。

また、申立人と同時期にA会の委員となっている5人については、申立人と同様、昭和42年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうちの一人については、同年4月1日前の期間においては、国民年金に加入しその保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人の前任者9人についても、委員在任期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

なお、B省C局は当委員会の照会に対し、「厚生年金保険の適用事業所になる前の期間については、保険料控除は考え難い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立の要旨等

申 立 期 間 : 平成4年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成4年8月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンラインに記録によると、A社は平成4年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の資格を喪失した複数の従業員に照会したところ、当該複数の従業員は給与明細書を所持しておらず、退職月の保険料控除については不明としている。

なお、当時の代表者は既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から同年7月1日まで

A社(現在は、B社)C営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっている。昭和41年2月1日に同社D支社から同社C営業所長に栄転し、報酬月額が下がることはあり得ないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、A社C営業所における給与からの保険料控除額について、確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の記憶するA社C営業所長だった同僚は、申立人の異動日と同日の昭和41年2月1日付けで同営業所から同社E営業所に異動しているところ、当該同僚の申立期間の標準報酬月額は、申立人と同様に従前の5万2,000円から4万8,000円に下がっていることが確認できる。

さらに、申立人及び上記同僚は、申立期間に係る保険料控除額を確認できる資料を保有していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社C営業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、遡って申立人の標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 31 日から 61 年 1 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 60 年 12 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管している人事資料では、申立人のA社における退職日は昭和 60 年 12 月 30 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社は、定年退職者は月末を退職日としていることから、退職月の給与から退職月の厚生年金保険料を控除しているが、自己都合による希望退職者の場合は、退職者本人の申出日どおりの退職日より被保険者資格を喪失させているとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月1日から同年11月1日まで
② 昭和48年3月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として入社したので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録により、申立期間①のうち、昭和47年9月1日から同年11月1日までの期間については、申立人が同社に勤務していたことが確認できるが、同年9月1日より前の期間については、複数の元従業員に照会したが、申立人の入社日についての供述を得ることができなかった。

しかし、A社が保管する申立人に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和47年11月1日であることが確認できる。

また、A社は、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無く、申立人についても、申立期間①の給与から厚生年金保険料を控除した記録は無いとしており、申立期間①当時、社会保険担当であった元従業員も、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

2 雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は昭和48年2月28日とされており、申立人の申立期間②における社での勤務は確認できない。

また、A社が保管する申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が

昭和48年2月28日に退職し、同年3月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票により、申立人に係る健康保険証の返納処理は、昭和48年3月6日に行われていることが確認できる。

加えて、複数の元従業員に、申立期間②における申立人の勤務実態について照会したが、申立人の退職日についての供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月から 11 年 3 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、高校生のと時からアルバイトとして勤務していたが、労働時間が長かったため厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での在籍期間について、B 社からの「平成 7 年 2 月 13 日から 10 年 4 月 30 日までの期間及び同年 5 月 18 日から 12 年 3 月 24 日までの期間」との回答及び同社から提出された申立人に係る平成 7 年分から 11 年分までの源泉徴収票により、当該期間に申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

また、申立期間のうち、平成 7 年 2 月 13 日以前の期間については、A 社の同僚の「自分が高校生のバイトとして勤務していた 1 年後に申立人が同じ高校生のバイトとして入社してきた。」との供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に高校生のアルバイトとして勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、同社におけるアルバイト社員の厚生年金保険の加入条件について、「高校生でないこと、契約時間が週 30 時間以上であること」と回答しているところ、申立人は、平成 7 年 3 月までは高校生であり、また、同社から提出された給与明細書により、申立人の同年 2 月分から 11 年 2 月分まで（平成 10 年 3 月分及び同年 4 月分を除く）の期間の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 社は、平成 7 年 2 月分から 11 年 2 月分までの上記給与明細書のうち 10 年 3 月分及び 4 月分の給与明細書が無いことについて、勤務が無いためと回答している。

さらに、平成 7 年分から 10 年分までの上記源泉徴収票では、給与から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月1日から60年3月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社会保険事務所(当時)で健康保険被保険者証を受け取った記憶もあり、同社における勤務状況並びに健康保険証について記載している昭和59年及び60年の手帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和59年及び60年の手帳の記録及びA社の申立期間当時の事業主の妻の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主の妻は、「当社は数年前に倒産したので、資料は何も残っていない。申立人に係る厚生年金保険の加入状況等について不明である。また、当社では入社後3か月間は見習期間があり、しばらくの間は社会保険には加入させていなかった。社会保険に加入させていない者から保険料を控除することはない。」と供述しているため、同社の事業主の妻から、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社の複数の元同僚及び元従業員に、同社の入社日と厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、4名は、「入社後しばらく(最短で4か月、最長で6年4か月)してから厚生年金保険に加入させてくれた。厚生年金保険料が控除されたのは加入後である。」と供述していることから、同社の従業員から、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「健康保険被保険者証を受領した記憶があり、手帳にも記載している。」と主張しているが、手帳には「B保険事務所(保険証)」と記載されているのみで、この記載からは申立人が自分の健康保険被保険者証を受け取ったことを確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者証の番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から34年12月まで

A社B支社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社C支社で面接を受け採用され、同社B支社で営業担当として勤務した。在籍の証として写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社における申立人の上司の供述により、申立人は、申立期間当時、同社B支社に営業担当として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同支社の厚生年金保険の適用年月日は昭和34年4月26日と記録されており、申立期間のうち、33年4月から34年4月26日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は昭和61年10月*日に合併・解散しており、同社から厚生年金保険の取扱いについて確認することができないため、上記被保険者名簿により、申立期間当時に同社B支社で被保険者資格を取得している13名の従業員に照会したところ、1名は、「自分は、昭和34年に同社に入社したが、入社当時、外勤社員は業務委託契約のため、社会保険に加入できず、組合を結成し、会社と交渉した結果、35年7月1日から社会保険に加入できることになった。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿により、A社B支社における昭和35年7月1日時点の被保険者48名のうち、同日に被保険者資格を取得した者は33名確認でき、このうち連絡先が判明した従業員に照会したところ、回答のあった5名は、いずれも「昭和35年7月以前に同社に入社し、仕事は外勤の営業担当であった。」と回答していることから、同社では、同年7月1日までは営業担当の従業員を厚生年金保険に加入させなかったと考えられる。

加えて、A社B支社及び同社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立

期間の整理番号に欠番は無く、申立人及び写真の同僚は上記名簿に名前が見当たらないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年1月30日まで
A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額と相違している。経営が悪化して社会保険料を滞納していたので、滞納整理のための減額訂正であることは理解しているが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年12月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年1月30日の後の同年3月3日付けで、遡って11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は昭和54年12月31日から同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の社会保険の届出事務は自分が行い、社会保険料の滞納を整理するために自らの標準報酬月額を調整して滞納保険料を相殺することに同意した。」と回答している。

さらに、A社の従業員は、「同社では申立人が社会保険事務及び給与計算を担当していた」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 1 月 20 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職後に同社から「1/28」と日付が記載された手紙が送られていることから、昭和 51 年 1 月 20 日頃まで同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立人と同時期に入社した複数の同僚の供述から、期間は特定できないが申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の当時の給与担当者は、「同社では、雇用保険と社会保険にはセットで加入させている。」と回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 50 年 5 月 15 日、離職日が同年 5 月 31 日と記録され、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入した複数の従業員も雇用保険と厚生年金保険の記録は一致していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された「1/28」と記載のある手紙を書いたA社の総務担当者は、「入社間もない時期で、上司に言われるままに記入しているだけなので、覚えていない。」と回答しているため、同社の総務担当者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、A社の元事業主は、「15 年前に当社を任意整理したため、申立期間当時の資料も無く総務関係者も把握できない。」と回答しているため、事業主から申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から45年11月1日まで
A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より引き下げられている。給与明細等の確認できる資料はないが、給与が減給されたことはなかったため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において給与が減額したことはないにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和42年9月の4万8,000円から同年10月の定時決定により3万3,000円に引き下げられているので訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しており、また、申立人も給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に被保険者資格を取得した従業員1名及び申立人の前後に入社した3名の従業員についても標準報酬額が下がっていることが確認できたため、当該従業員に当該期間の報酬月額を確認できる資料等について照会したものの、所持する者がいないことから、同社の従業員から申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について記載内容の不備や標準報酬月額の遡った訂正等、不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月1日から45年1月31日まで
② 昭和46年1月11日から47年3月31日まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社にはC社へ社名を変更する前から継続して勤務しており、また、B社に勤務していたときには当該事業所の健康保険証を使用した記憶もあるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同様にA社での勤務を主張し、社名変更後の事業所であるC社で厚生年金保険に加入している同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社が社名変更し、C社として厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和45年2月1日であり、申立期間は①適用事業所となっていない。

さらに、C社が新規適用事業所となった同日に被保険者資格を取得した従業員は、「A社は厚生年金保険も健康保険も入っていなかったため、給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった。」と供述しているところ、同社の別の従業員が保管している昭和44年2月、同年3月、同年4月、同年6月、同年9月及び同年10月の給与明細書によると、この期間には厚生年金保険の保険料が控除されていないことが確認できる。

このほかに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、A社の関係者の供述から、申立人がB社に勤務していたこと

は推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間②に在職していたとするB社は、適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、B社の事業主を特定することができない。

さらに、申立人は、B社における事業主及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が健康保険証を使用したと記憶する保健所について、所在地の地方自治体に照会したところ、「申立期間②中に当該保健所は存在したが、資料は保管期間が経過したため破棄しており、加入していた健康保険の種類のみならず、受診の有無すら確認ができない。」と回答しており、申立人が当時加入していた健康保険の種類は特定できない。

このほか、B社における申立人の雇用保険の加入記録は無く、その他に申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から44年8月1日まで
② 昭和56年10月1日から57年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係るそれぞれの厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より引き下げられている。同社では設計の仕事をしていたが、給与が減給になるようなことは無かったので、当時受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①については、申立人の標準報酬月額は、昭和43年5月の資格取得時の標準報酬月額6万円が、その5か月後の同年10月の定時決定において5万2,000円に引き下げられ、44年8月の随時改定までの期間は5万2,000円と記録されている。また、申立期間②については、申立人の標準報酬月額は、56年10月の定時決定により、同年9月の標準報酬月額28万円から24万円に引き下げられ、57年8月の随時改定までの期間は24万円と記録されている。

これらのことについて、申立人は、当時受け取っていた給与額及び厚生年金保険料の控除額を証明する給与明細書等は無いものの、A社で設計など事務職の仕事をしていた者には残業代の支給は無く、受け取っていた給与額が下がるようなことは無かったので、申立期間①及び②の標準報酬月額が引き下げられているのは、不自然であるとして申し立てている。

しかしながら、申立期間当時のA社の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、取締役であった事業主の弟は、「同社は10数年前に廃業しており、関係書類は既に破棄している。」旨回答し、同社の給与体系、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額に関する届出及び保険料の控除等について確認することができない。

また、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員のうち、所在の確認

ができた27名に当時の給与明細書の保管の有無を照会したが、申立期間①及び②に係る給与明細書を保管する者はおらず、当時の保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備や遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

加えて、上述の従業員のうち、連絡の取れた16名で、「オンライン記録の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額に見合った額となっていない。」と回答した者はいない。また、そのうち1名から給与明細書（昭和47年11月分）の資料提供があり、当該資料から、同社では、基本給に残業代等の諸手当を含めた総支給額に基づき、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致する標準報酬月額の届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

なお、申立期間①については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、被保険者資格を取得した日（昭和43年5月1日）から5か月後の昭和43年10月1日に定時決定が行われている。当該定時決定は、同年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定される。一方、資格取得時の標準報酬月額は、採用時の基本給等（固定的賃金）に仮定の残業代等の見込額（非固定的賃金）を加算して決定されることから、実際に支給された残業代等の金額が仮定の残業代等の金額より少なければ、10月の定時決定時に標準報酬月額が減額となっても不自然とは言えない。

また、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の最初の定時決定時に、標準報酬月額が引き下げられている従業員を複数名確認することができ、当該定時決定による標準報酬月額の改定は、上述の理由から行われたものとするのが自然である。

このほか、申立人の申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）C 支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった社員名簿では、申立人の退職日は昭和 47 年 12 月 30 日と記録されており、同社は「申立人は申立期間に勤務していない。」と回答していることから、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しでは、申立人の資格喪失日は昭和 47 年 12 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日から 17 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 16 年 12 月 28 日に同社を退職したが、同年 12 月の給料支払明細書及び賞与支払明細書で厚生年金保険料が控除されている。給料支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の退職願には、「平成 16 年 12 月 28 日を以て退職する」旨の記載が確認でき、この日付は雇用保険の加入記録における離職日と一致しており、同社は「申立人は申立期間に勤務していない。」と回答していることから、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

また、A社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しでは、申立人の資格喪失日は平成 16 年 12 月 29 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

一方、平成 16 年 12 月分の給料支払明細書及び賞与支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社は「当社は、厚生年金保険料は当月控除方式であるが、申立人の保険料を誤って控除したことに気付き、平成 16 年 12 月の給料支払明細書及び賞与支払明細書で控除した保険料を、17 年 1 月 25 日に申立人の銀行口座に返金した。」と回答している。

また、このことは、申立人の平成 17 年 1 月分の給料支払明細書及び同社から提出のあった賃金台帳からも確認できる上、申立人自身も振込みがあったことを記憶しており、16 年 12 月の厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月30日から22年6月1日まで
② 昭和22年10月20日から同年11月1日まで

A社B営業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同営業所には、事務として勤務しており、各申立期間に勤務した証明として昭和21年5月30日付けの同社の辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社における辞令及び同僚と従業員の回答により、申立人が当該期間において同社B営業所に勤務したことは推認できる。

しかし、A社の承継会社であるC社は、既に解散しており、A社B営業所の当時の事業主代理人は、所在が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和19年10月2日から22年5月31日までに被保険者資格を取得した者はいないが、同年6月1日に33人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、A社C営業所において、当該期間において社会保険事務を担当していた同僚は、「自身が担当していたと思うがよく覚えていない。一度に加入させたかもしれない。」と供述している。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、連絡先が判明した昭和22年6月1日に資格取得した同僚一人及び従業員二人に照会したところ、二人は入社後すぐに厚生年金保険に加入したかどうかは分からないとしており、ほかの一人は入社と同時に厚生年金保険に加入したとしている。

これらのことから、A社B営業所においては、昭和22年6月1日にまとめて厚生年

金保険の加入手続を行ったことがうかがえる。

加えて、申立人は上記同僚を除く上司及び同僚5人を記憶しているが、そのうちの二人は既に亡くなっており、ほかの3人は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、申立人の被保険者資格取得日は、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と厚生年金保険被保険者台帳索引票の記録とは一致していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、A社B営業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の承継会社であるC社は、既に解散しており、A社B営業所の当該期間当時の事業主代理人は、所在が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B営業所において、当該期間に社会保険事務を担当していた同僚（昭和22年6月1日資格取得、27年11月20日資格喪失）は、「当社の給与締め日が20日であったので、名前は覚えていないものの同日付けで辞めた者がいたと思う。自身も20日付けで厚生年金保険の資格を喪失した。」と供述している。

さらに、A社B営業所における上記同僚一人及び従業員二人の全員が申立人の当該期間の勤務期間を記憶していなかったことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月24日から6年10月1日まで

A社に勤務した平成5年の年収が6年及び7年より高いにもかかわらず、厚生年金保険の記録によれば、申立期間の標準報酬月額が、6年10月から9年9月までの47万円より低く記録されていることは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成5年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額を基に算出した標準報酬月額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

また、A社の事業主は、社会保険労務士に厚生年金保険関係業務を全て委託していたので、社会保険事務所（当時）の記録と実際の支給が異なっていたとは考え難いとしている。なお、A社から社会保険業務を委託されていた社会保険労務士事務所は、当時の社会保険関係資料は残っていないとしている。

さらに、申立期間にA社で勤務が確認できる従業員14人に照会したところ、回答のあった5人のうち二人は標準報酬月額と実際の報酬月額は相違していないとしており、3人は不明としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月から33年2月まで
② 昭和33年5月から34年3月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時被保険者であった従業員14人に照会したところ、回答があった12人全員が申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、B社の当時の同僚3人を記憶していたが、これらの3人は、同社に係る事業所別被保険者名簿に見当たらないため、連絡先が不明である。そこで、同社に係る上記被保険者名簿により、当時被保険者であった従業員18人に照会したところ、回答があった13人全員が申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができ

ない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、当時、複数の印刷会社に勤務したので、勤務した会社名及び期間をよく覚えていないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から同年5月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社に確認したところ、在籍の記録があるということなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立人の申立期間の在籍は確認できるものの、同社は合併を繰り返しており、申立期間の資料が残っていないので、申立期間に申立人がグループ会社のどこで勤務していたか分からないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和24年5月1日に被保険者資格を取得した従業員12人(申立人を除く。)のうち、住所が判明した4人に照会したところ、回答のあった二人のうち一人は申立人を記憶しており、ほかの一人は申立人を記憶していなかった。

さらに、申立人を記憶している上記従業員は、戦後すぐにC社に勤務し、申立人は同社の後輩であったとしている。また、当該従業員は、同社は個人会社で、社会保険の手続きはしていないと思うが、昭和24年に社長がA社に資本ごとそっくり売却し、自身や申立人のほかに、従業員3人がC社から引き続きA社に勤務し、それからは自身も厚生年金保険に加入していると回答している。

そこで、上記の申立人を記憶している従業員及び当該従業員3人の被保険者記録を調査したところ、申立人と同様に4人全員が昭和24年5月1日にA社で被保険者資格を取得しており、この資格取得日の直前には、4人とも厚生年金保険の加入記録が無いこ

とが確認できる。

加えて、C社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記の記録も確認できない。

また、B社は、C社について、当時の資料が無く、分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年3月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額より低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、B健康保険組合が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」によると、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社が保管する「健康保険保険料厚生年金保険保険料児童手当拠出金増減内訳書」によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除額は、標準報酬月額が44万円に相当するものであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月1日から48年7月2日まで
② 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。しかし、各申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社から名称変更したB社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた上司二人及び同僚4人に照会したところ、回答が得られた4人全員が、申立人を記憶しているものの、申立人の入社時期を覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に被保険者記録がある従業員9人に照会したところ、3人が申立人を知っているとしているものの、入社時期は覚えていないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が、昭和47年11月1日にA社に入社したときに、申立人と一緒に同じデザイナーとして働いていたとする同僚3人のうち二人は、それぞれ48年1月13日及び同年10月1日に厚生年金保険の資格を取得している。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社から名称変更したB社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②に被保険者記録がある上司一人、同僚二人、従業員3人の計6人に照会したところ、一人が申立人を記憶していたが、申立人の退職時期を覚えていないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人を含めてA社からC社に移籍した5人全員が、A社で昭和49年3月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、C社で同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 30 日から 6 年 1 月 1 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を平成 5 年 12 月末付けで退職しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった退職所得の源泉徴収票によると、申立人のA社における退職日は平成 5 年 12 月 29 日と記入されており、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の代表者は、同社には資料がなく、当時の状況は全て不明であると回答しているため、申立期間の勤務が確認できない。

また、B厚生年金基金から提出のあった厚生年金基金加入員台帳によると、申立人のA社における資格喪失日は平成 5 年 12 月 30 日と記録されている。

さらに、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、厚生年金保険と厚生年金基金の届出書は複写式を使用していた旨供述している。

加えて、申立人が、同日に退職したと記憶している同僚のオンライン記録では、平成 5 年 12 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月10日から27年8月8日まで
無線通信士として鰹鮪漁船「A丸」に乗船した申立期間の船員保険の加入記録が無い。船員手帳の記録があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の記録から、申立人は、申立期間において、A丸（B氏所有）に通信士として乗船していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A丸が船員保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、船員手帳に記載されている船舶所有者住所地のC漁業協同組合に船舶所有者のB氏及びA丸について照会したところ、漁船のA丸の名前は記憶しているが、当時の資料を保存していないためA丸であったかどうかまでは確認できない。また、B氏の名前も記憶しているが、既に死亡した旨供述しており、申立人の船員保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、B氏所有のA丸において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の船員保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年8月20日から同年8月28日までの期間については、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成10年8月28日から11年11月2日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月20日から11年11月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には代表取締役として継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年8月20日から同年8月28日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年8月20日）の後の同年8月28日付けで、同年8月20日に遡って喪失処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、平成8年12月20日に代表取締役に重任し、当該喪失処理が行われた10年8月28日の時点において引き続き同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、自分一人が代表取締役として勤務しており、代表者印の管理もしていた。また、社会保険事務所（当時）と厚生年金保険料の滞納のことで相談した記憶は無いが、健康保険の任意継続被保険者の資格取得手続について話をした記憶はある。」旨供述していることから、申立人が当該喪失処理に関与していなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、平成10年8月28日から11年11月2日までの期間について

は、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失時には、ほかに被保険者がいない上、申立人は「申立期間において勤務していたのは自分のみである。」旨供述していることから、当該期間における勤務実態に係る従業員の供述を得ることができない。

また、健康保険制度では、会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときに個人の希望により健康保険に任意で継続加入できることとされているが、申立人は、オンライン記録によると、健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった申立期間の大部分を含むA社における決算報告書の損益計算書には、法定福利費（厚生年金保険料及び健康保険料）の項目が無いことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年8月20日から同年8月28日までの期間については、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの被保険者資格喪失日に係る喪失処理に関与しながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。また、申立期間のうち、同年8月28日から11年11月2日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に基づく標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者は、「申立人の当時の標準報酬月額について確認できる関係資料を保有していない。」旨供述していることから、同社における申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社の人事担当者は、「当時から、社会保険料については、毎月、納入告知書や給与から控除した預り保険料と会社負担保険料を合算して突き合わせをしているため、給与から控除した保険料に過不足が生じれば、人数も少ないので、必ず間違いに気付くはずである。したがって、記録されている標準報酬月額に基づいた保険料を控除し、納付していた。」旨供述している。

さらに、A社の複数の元従業員は、「当時の自身の厚生年金保険の標準報酬月額の記録に間違いはない。」旨供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡は無く、その記載内容に不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B支店には昭和 21 年 7 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間後に申立人が勤務した事業所から提出のあった申立人の履歴書及びA社B支店の元従業員による「入社時期は分からないが、申立人が当社で勤務していたことは覚えている。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社のC地区を統括しているC支店の総務担当者は、「当時の関係書類が残っておらず、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料納付は不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

また、申立人は、「申立期間において、A社B支店から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している上、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人は、昭和 21 年 11 月 1 日にA社B支店において厚生年金保険の資格を取得している旨記録されており、これは、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和 21 年 11 月 1 日）と一致していることが確認できる。

さらに、昭和 30 年代以降も、引き続きA社B支店に在籍していた従業員については、

同社において人事記録が保管されているところ、上記被保険者名簿によると、21年11月1日に資格取得した従業員のうち、当該人事記録における複数の従業員の同社B支店への入社日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和21年11月1日）と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に基づく標準報酬月額と相違している。同協会は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA協会における平成 18 年 9 月から 19 年 6 月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、38 万円と記録されていたが、同協会は、18 年 9 月の定時決定に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に管轄年金事務所に対し訂正の届出を行い、22 年 8 月 13 日付けで 41 万円に訂正されている。しかしながら、当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（41 万円）ではなく、訂正前の 38 万円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A協会から提出のあった申立人の申立期間に係る給与明細書では、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額（38 万円）は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に

ついて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月頃から 22 年 11 月 1 日まで
A社B支店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同支店には、終戦直後から同社同支店のC部が独立し、D社となるまで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店及びD社の当時の同僚及び従業員の回答から、申立人は、A社B支店及びD社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる資料等が無く、当時のことは不明である旨回答している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間以前において、被保険者資格を取得した従業員のうち、入社日を記憶していた従業員は 11 人いるが、そのうち 7 人について、入社日と被保険者資格取得日が 3 か月から 2 年 6 か月相違することが確認できることから、同社同支店は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人がA社B支店及びD社で一緒に勤務していたと供述する上司及び同僚 7 人のうち 4 人は、いずれもA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間が無く、申立人と同日の昭和 22 年 11 月 1 日にD社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社したときから、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の取締役は、申立期間当時の資料等が既に無いことから、申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない旨回答している。また、同社における当時の事業主からは供述を得ることができず、取締役のうち一人は既に死亡しており、さらに、住所が判明した当時の従業員（取締役等）二人の回答からは、申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 57 年 6 月 1 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の上記取締役は、厚生年金保険の新規適用前の期間については、給与から保険料を控除していない旨回答している。

加えて、申立人に係る雇用保険の資格取得日は、昭和 57 年 6 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

また、申立人に係る国民健康保険の加入記録は、資格取得日が昭和 56 年 9 月 27 日、資格喪失日が 57 年 6 月 2 日と記録されていることから、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 21 日から平成 2 年 1 月 15 日まで
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間についてA社の子会社であるB社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の当時の総務部長から提出のあった同社に係る社員名簿と、申立人から提出のあった表彰状及び銀行通帳により、申立人は申立期間より前の昭和 60 年 1 月 21 日から申立期間を含む期間について、同社に勤務していたことが確認できるところ、厚生年金保険の加入記録は、オンライン記録によると、同年 1 月 21 日から 62 年 1 月 21 日まで、同社の親会社であるA社において資格を取得していることが確認できる。

一方、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、適用事業所であったことは確認できないものの、同社の当時の総務部長は、「B社は、A社の子会社であり、社会保険に加入しておらず、B社で採用しても、A社の社会保険に一括加入していた。」と当時のA社の厚生年金保険の取扱いについて供述している。

しかしながら、上記社員名簿では、「申立人は、昭和 62 年 1 月 20 日に嘱託終了し、アルバイトとして勤務」と記載されており、上記預金通帳から確認できる、B社から申立人に振り込まれている給料は、申立期間前に比べ金額が大幅に少なくなっていることから、同社における雇用契約の変更に伴って厚生年金保険の資格を喪失する手続きが行われたことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和 62 年 1 月 21 日から国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から 61 年 12 月 31 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入状況について調べたところ、A 駅が最寄りの B 社の工場でアルバイト勤務した期間について加入記録が無いことが分かった。以前、同社 C 工場でアルバイト勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録はあるので、申立期間についても同様に厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 駅が最寄りの B 社の工場においてアルバイト勤務していたと主張しているところ、当該事業所は同社 D 工場であることが確認できる。

しかしながら、B 社では、「当社における当時の従業員の勤務記録は保管してあるが、申立人の勤務を証明する記録は無い。申立期間当時からアルバイト勤務員は厚生年金保険に加入させていたはずであるが、加入条件については資料が無く不明である。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、申立人の記憶する同僚は連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できないほか、申立期間に B 社 D 工場において厚生年金保険の被保険者であった複数の従業員は申立人を記憶しておらず、そのうち一人は、「アルバイト勤務員の中には給与の手取額減少を懸念し、厚生年金保険に加入しない者がいた。」旨供述していることから、同社では必ずしもアルバイト勤務員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B 社 D 工場に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見受けられない。

加えて、B 社が加入している E 健康保険組合では、申立人は、B 社 D 工場において

は、同健康保険組合に未加入である旨回答しているほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 10 日から 51 年 7 月 15 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務しており、源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された昭和 51 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人が、申立期間のうち 50 年 1 月 31 日から 51 年 7 月 15 日まで A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の従業員（後の事業主）は、同社では、国民健康保険組合と雇用保険には加入しているものの、厚生年金保険には加入していない従業員がいたと供述しており、当時の従業員の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録を確認したところ、それぞれの加入期間が一致していない者が複数いることから、同社では、従業員によって、雇用保険には加入させても厚生年金保険には加入させないという取扱いがあったことがうかがわれる。

また、上記源泉徴収票において、昭和 51 年 1 月 1 日から同年 7 月 15 日における社会保険料等の控除額は確認できるものの、当該控除額を、申立人の給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含む控除額と比較したところ、著しく低額であり、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認することはできない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで

A社に検査工として勤務した申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。年金事務所で確認したところ、昭和19年6月から同年9月までの労働者年金保険記録が見つかり訂正された。しかし、同社には、昭和14年10月から勤務していたので、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、昭和14年10月に同社に入社して53年11月まで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和17年6月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用の期間であるものの、同法では、その適用範囲は、常時10人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子筋肉労働者とされているところ、申立人は、A社において検査を担当していた技師とみられ、筋肉労働者ではなかったとかがえ、申立期間においては労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票に記載されている被保険者台帳記号番号と連番になっている複数の従業員の厚生年金保険被保険者台帳索引票には、申立人と同様の資格取得日及び「〇改」表示が記載されている上、当該従業員に係るA社における厚生年金保険の加入記録は、いずれも、厚生年金保険法の適用準備期間後の昭和19年10月1日からであり、かつ、同社に同従業員の職種を確認したところ、全員が技術職である旨の回答があったことから、申立人は、17年6月1日から19年9月30日までの期間において労働者年金保険の被保険者であったことが確認できない。

さらに、年金事務所では、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載されていたので、一度、申立人の厚生年金保険被保険者記録を同年 6 月 1 日と訂正したが、現在は労働者年金保険被保険者の適用拡大された訂正前の同年 10 月 1 日に再度訂正をした旨供述している。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、被保険者資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記録され、備考欄に「○改」のゴム印が押印されているところ、この「○改」表示は、厚生年金保険法が同年 6 月 1 日に施行され被保険者の適用範囲が拡大されたことより、適用準備期間中に新たに被保険者となったことを表すものであることから、申立期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から35年9月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び従業員の供述並びに申立人から提出された申立期間中の社員旅行の写真等から判断すると、申立人は、申立期間もA社において継続して琴又はその飾り物等の製作の仕事を行っていたものと推認できる。

しかしながら、B社は、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等は不明である旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿によると、昭和31年3月1日に取得した厚生年金保険の被保険者資格を32年6月1日にいったん喪失し、35年9月1日に再度取得していること、並びに当該再度の取得に際し、新しく「健保証の番号」及び「厚生年金保険の記号番号」が払い出されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、厚生年金保険の上記再度の取得に際し、新たに雇用保険に加入していることが確認できる。

加えて、複数の同僚及び従業員の供述から、申立期間当時にA社では「受取り」等と呼ばれる出来高制により仕事を行う者が多数存在しており、その場合は、別の場所で作業を行っていたと認められるところ、当該従業員のうちの一人は、申立人は申立期間も仕事をしてきたが「請負など」独立した形だったと思う旨供述し、他の一人は、自身及び申立人を含む複数の従業員は、同社の「下請け」として同社の近くの作業場で琴の飾り物の製作等を行っていた旨、さらに他の一人は、自身が昭和34年8月に入社したと

きには申立人は「受取り」だった旨それぞれ供述している。

その上、琴の製作に従事した従業員のうち、いったん被保険者資格を喪失した後、申立人と同じく昭和 35 年 9 月 1 日に再度被保険者資格を取得した記録のある者は、会社の指導で「受取り」になり、しばらくして会社の方針で会社に戻った旨供述している。

これらのことから、A社において「受取り」等と呼ばれる出来高制により仕事を行う者は、同社の厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。

なお、申立人も、時期は不明だが「受取り」になり、後に会社に戻ったことがあった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月10日から同年11月12日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。戦時中の大変な時期に仕事を休むことはないと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、申立期間当時に申立人が勤務していたA社C工場に係る適用事業所名簿によると、同事業所は昭和20年6月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(表紙)の備考欄には、「昭和20年6月10日、工場疎開により全喪」と記載されているほか、申立人を含む全ての従業員について、同日に一括して厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿に記載のある申立人の被保険者資格記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されているそれぞれの記録とも一致している。

さらに、B社では、申立期間当時の事業所は、現在の同社と直接つながりのある企業ではないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて「不明」と回答しているほか、上記被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務していた複数の従業員に照会を行ったが、申立期間における申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人のA社C工場に係る被保険者資格喪失日(昭和20年6月10日)と同日に被保険者資格を喪失した従業員は、申立期間当時の状況について、「昭和20年3月の大空襲で自宅も工場も焼失し、仕事どころか食べ物が無く生活に窮していた。戦災

以後、給料も取りに行かず、退職も自然消滅になったものと思う。」と供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。